

御嵩町地域防災計画 一般対策編 第1章 新旧対照表
令和4年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）

一般対策編 （第 1 章）

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第 1 章

変更箇所	新	旧	備考
p 3 第 1 章 第 1 節 7 計画の用語	県事務所（振興防災課） 県 事 務 所 長 県 事 務 所 等	中濃振興局（振興課） 中 濃 振 興 局 長 振 興 局 等	・現在の名称に変更
p 7、p 8、p 9 第 1 章 第 3 節 4 指定地方行政機関の表 7 指定公共機関及び指定地方公共機関	中部森林管理局 東海農政局 気象庁（岐阜地方気象台） 株式会社 NTT ドコモ KDD I 株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	中部森林管理局 名古屋事務所 東海農政局 岐阜地域センター 岐阜地方気象台 株式会社 NTT ドコモ （追加） （追加）	・文言の修正
p 12 第 1 章 第 5 節 1 自然的条件 (1) 位置	町は、岐阜県の中南部、可茂地域の南部に位置し、町域は東西 12.4 km、南北 8.9 km の広がりを持ち、面積は <u>56.69 km²</u> を有している。	町は、岐阜県の中南部、可茂地域の南部に位置し、町域は東西 12.4 km、南北 8.9 km の広がりを持ち、面積は <u>56.61 km²</u> を有している。	・現在の内容に変更

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
一般対策編 （第 1 章）

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第 1 章

変更箇所	新	旧	備考												
p 1 3 2 社会的条件 (2) 土地利用	町の総面積は <u>5,669ha</u> で、その利用区分は、次のとおりとなっている。 地目別土地利用状況 別紙 1 参照 用途地域指定状況 (<u>令和 4 年 4 月 1 日現在</u>) (略)	町の総面積は <u>5,661ha</u> で、その利用区分は、次のとおりとなっている。 地目別土地利用状況 別紙 1 参照 用途地域指定状況 (<u>平成 24 年 4 月 1 日現在</u>) (略)	・ 現在の内容に変更												
p 1 4 (4) 交通 国道・県道の整備状況 都市計画道路の整備状況の表	別紙 2 参照	別紙 2 参照	・ 現在の内容に変更												
p 1 9 第 1 章 第 6 節 3 分担任務	<table><tr><td></td><td>総務班 (総務防災課長)</td><td>5 <u>避難情報</u> ____に関するこ と。</td></tr><tr><td></td><td>住民環境 班 (住民環境課長)</td><td>5 <u>下水道共用区 域以外の個人住 宅の仮設トイレ の設置に関する こと。</u></td></tr></table>		総務班 (総務防災課長)	5 <u>避難情報</u> ____に関するこ と。		住民環境 班 (住民環境課長)	5 <u>下水道共用区 域以外の個人住 宅の仮設トイレ の設置に関する こと。</u>	<table><tr><td></td><td>総務班 (総務防災課長)</td><td>5 <u>避難勧告・指 示に関するこ と。</u></td></tr><tr><td></td><td>住民環境 班 (住民環境課長)</td><td>5 _____ ____仮設トイレ の設置に関する こと。</td></tr></table>		総務班 (総務防災課長)	5 <u>避難勧告・指 示に関するこ と。</u>		住民環境 班 (住民環境課長)	5 _____ ____仮設トイレ の設置に関する こと。	・ 災害対策基本法の改正 ・ 文言の修正
	総務班 (総務防災課長)	5 <u>避難情報</u> ____に関するこ と。													
	住民環境 班 (住民環境課長)	5 <u>下水道共用区 域以外の個人住 宅の仮設トイレ の設置に関する こと。</u>													
	総務班 (総務防災課長)	5 <u>避難勧告・指 示に関するこ と。</u>													
	住民環境 班 (住民環境課長)	5 _____ ____仮設トイレ の設置に関する こと。													

御嵩町地域防災計画 一般対策編 第2章 新旧対照表
令和4年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）

一般対策編 （第2章）

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第2章

変更箇所	新	旧	備考
p 2 3 第2章 第1節 第1項 防災協働社会の形成推進 2 推進体制 (1) 減災に向けた町民運動の推進 (3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立 (4) 関係機関と連携した防災対策の整備	(1) _____町民運動の推進 町及び県は、「想定外の常態化」ともい うべき自然災害の現状を踏まえ、個人や 家庭、地域、企業、団体等社会の様々な 主体が連携して、たとえ大規模災害が発 生したとしても住民の命を守るための行 動と投資を息長く行う住民運動の展開に 努める。 町及び県は、多様な視点に配慮した防 災を進めるため、御嵩町防災会議の委員 への任命など防災の現場における女性や 高齢者、障がい者などの参画を拡大し、 男女共同参画その他の多様な視点に配慮 した防災体制の確立に努める。 また、平常時及び災害時における男女 共同参画担当部局等の役割について、防 災担当部局と男女共同参画担当部局等が 連携し明確化しておくよう努める。 平常時から県及び市町村等関係機関間	(1) 減災に向けた町民運動の推進 町及び県は_____、個人や _____、個人や 家庭、地域、企業、団体等社会の様々な 主体が連携して日常的に減災の _____ための行 動と投資を息長く行う住民運動の展開に 務める。 町及び県は、多様な視点に配慮した防 災を進めるため、御嵩町防災会議の委員 への任命など防災の現場における女性__ _____の参画__拡大など 男女共同参画その他の多様な視点に配慮 した防災体制の確立に努める。 (追加) 平常時から県及び市町村等関係機関間	・御嵩町国土強靱化地域計画策定 ・県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
p 2 4 (5) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進	や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、<u>協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u> <u>(5) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進</u> <u>町及び県は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u>	や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、<u>協定締結などの連携強化に当たっては、</u> <u>、実効性の確保に留意するものとする。</u> <u>(追加)</u>	
p 2 6 第2章 第2節 第1項 防災教養計画 1 方針	また、町及び県は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、<u>自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信する。</u>	また、町及び県は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、 、防災に関する 様々な情報や各種データを分かりやすく発信する。	・ 県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
p 2 8 1 1 災害伝承	あわせて、広く一般に閲覧できるよう <u>地理情報その他の方法により公開に努め</u> るとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。	あわせて、広く一般に閲覧できるよう_____公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。	・ 県地域防災計画の改訂
p 3 1 第 2 項 防災訓練計画 7 その他の訓練	町、県及び防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施する。 (1)～(6) (略) <u>(7) 情報連絡員や応援職員等の派遣</u> <u>(8) その他</u>	町、県及び防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施する。 (1)～(6) (略) <u>(追加)</u> <u>(7) その他</u>	・ 県地域防災計画の改訂
p 3 2 8 総合防災訓練 (1) 総合防災訓練	また、訓練を実施するに当たり、災害応援協定に基づく関係者や、 <u>NPO・ボランティア団体</u> に対しても、参加を求める。	また、訓練を実施するに当たり、災害応援協定に基づく関係者や、 <u>ボランティア団体</u> に対しても、参加を求める。	・ 県地域防災計画の改訂
p 3 3 第 2 章 第 3 節 第 1 項 砂防事業、地すべり対策事業及	3 地すべり対策事業 町は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況におい	3 地すべり対策事業 町は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況におい	・ 災害対策基本法の改正

変更箇所	新	旧	備考
び急傾斜地崩壊対策事業計画 3 地すべり対策事業	て、適切に住民の <u>避難情報</u> の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を県から受ける。	て、適切に住民の <u>避難勧告等</u> の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を県から受ける。	
p 3 6 6 土砂災害防止対策	県は、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）から町民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定しており、本町では、両警戒区域を合わせて <u>195</u> 箇所が指定されている。	県は、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）から町民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定しており、本町では、両警戒区域を合わせて <u>124</u> 箇所が指定されている。	・ 現在の内容に変更
p 3 9 別表 土砂災害警戒・特別警戒区域	別紙3 参照	別紙3 参照	・ 現在の内容に変更
p 4 3 第2項 農地・林地・土地災害防災計画 2 農地防災計画 (2) 老朽ため池整備事業	(2) <u>ため池等整備事業</u> 農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防	(2) <u>老朽ため池整備事業</u> 農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防	・ 文言の修正 ・ 現在の内容に変更 ・ 県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
3 治山事業 (1) 山地治山事業 イ	止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を<u>防災重点ため池等緊急度の高いものから順次実施する。(農業用ため池状況は別表2参照)</u> <u>町及び県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。</u> イ 本町には山地に起因する災害危険地区が<u>54</u>箇所指定されており（別表3参照）、こうした危険地区に山地防災機能を強化する保安施設の整備、災害防止機能の高い森林の整備等の一体的な事業の実施を県に要請する。	止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を_____緊急度の高いものから順次実施する。<u>(老朽ため池状況は別表2参照)</u> <u>(追加)</u> イ 本町には山地に起因する災害危険地区が<u>38</u>箇所指定されており（別表3参照）、こうした危険地区に山地防災機能を強化する保安施設の整備、災害防止機能の高い森林の整備等の一体的な事業の実施を県に要請する。	
p 4 5 第2項 農地・林地・土地災害防災計画 2 農地防災計画 (2) 別表2	別紙4 参照	別紙4 参照	・最新の情報に更新

変更箇所	新	旧	備考
p 4 6 別表 3 別表 4	別紙 5 参照	別紙 5 参照	
p 6 1 第 2 章 第 5 節 第 4 項 渇水等予防計画 5 給水資機材の確保等の表	別紙 6 参照	別紙 6 参照	・ 給水用資機材等の追加
p 6 3 第 3 章 第 5 節 第 6 項 孤立地域防止対策 3 災害に強い道路網の整備 4 孤立予想地域の実態把握	3 <u>孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保</u> 町及び県は、 <u>道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採</u> を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。 町及び県は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、 <u>周辺道路を含めた地図を付してデータベース化する。</u>	3 <u>災害に強い道路網の整備</u> 町及び県は、 <u>孤立予想地域に通ずる道路の防災対策</u> を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。 町及び県は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握 <u>しておく</u> 。	・ 県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
5 備蓄	町は、孤立地域内での生活が維持できるよう、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。 <u>県は、孤立集落を支援するために必要となる資材（発電機等）をパッケージ化して備蓄するものとする。</u>	町は、孤立地域内での生活が維持できるよう、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。 <u>(追加)</u>	
6 別荘利用者等の孤立情報の把握、集約	<u>6 別荘利用者等の孤立情報の把握、集約</u> <u>県は、別荘利用者等の把握を速やかに行うため、別荘利用者等に関する孤立情報の連絡体制を確立し、町へ周知するものとする。</u>	<u>(追加)</u>	
7 その他	<u>7 その他</u>	<u>6 その他</u>	
p 6 9 第2章 第7節 第2項 災害危険地域の予防対策 2 水害予防対策 (1) 洪水対策	このことから、町は、浸水想定区域図と過去の災害発生状況を基に、洪水予報の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた「<u>想定される最大規模の降雨を対象とした洪水ハザー</u>	このことから、町は、浸水想定区域図と過去の災害発生状況を基に、洪水予報の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた「<u>洪水ハザー</u>	・ 県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
	ドマップ」・「タイムライン」の作成・周知に努めるとともに、護岸工事等の河川整備を図り、適切な河川管理に努めるものとする。 <u>集中豪雨などによる洪水等に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水を促進する。</u>	ドマップ」・「タイムライン」の作成・周知に努めるとともに、護岸工事等の河川整備を図り、適切な河川管理に努めるものとする。 <u>(追加)</u>	
p 7 0 4 浸水想定区域要援護者施設	4 浸水想定区域要 <u>配慮</u> 者施設 (1) 浸水想定区域内の施設等 要配慮者施設の範囲は、高齢者施設・保護施設・児童福祉施設・障がい児（者）施設等の社会福祉施設、病院・診療所の医療施設、幼稚園、保育園、_____学校とし、本町における浸水想定区域に存在する要配慮者施設は、次のとおりである。	4 浸水想定区域要 <u>援護</u> 者施設 (1) 浸水想定区域内の施設等 要配慮者施設の範囲は、高齢者施設・保護施設・児童福祉施設・障がい児（者）施設等の社会福祉施設、病院・診療所の医療施設、幼稚園、保育園、 <u>特別支援</u> 学校とし、本町における浸水想定区域に存在する要配慮者施設は、次のとおりである。	・文言の整理
P 7 1 7 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策の表	別紙 7 参照	別紙 7 参照	・土砂災害警戒区域内施設を集約
p 7 2 (3) 防災知識の普及	町は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る	町は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る	・県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
	ものとする。 <u>町及び県は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実にを図る。</u> <u>各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</u> <u>防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。</u> <u>町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</u> <u>町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災</u>	ものとする。 <u>（追加）</u>	

変更箇所	新	旧	備考
	<u>害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ等の作成を行い、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。</u> <u>ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。		
p 7 3 第3項 自主防災組織の育成と強化 1 方針 p 7 6 6 消防団、交番等との連携強化	したがって、町は、自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域住民、事業所等の自主防災組織の整備、育成を図り、訓練等の実施により災害時の住民、事業所等の自主的な活動を促すように努めるものとする。<u>その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</u> また、町は、地域住民の自主防災組織と女性防火クラブ等他の自主的な防災組織と連携を強化し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努める。	したがって、町は、自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域住民、事業所等の自主防災組織の整備、育成を図り、訓練等の実施により災害時の住民、事業所等の自主的な活動を促すように努めるものとする。_____ _____ また、町は、地域住民の自主防災組織と女性防火クラブ等他の自主的な防災組織と連携を強化する_____。 _____。	・ 県地域防災計画の改訂
p 7 7 2 住民の自主防災組織 (1) 自主防災組織の育成指導 別表 (1) 消防クラブ	別紙8 参照	別紙8 参照	・ 人員を削除
p 7 9	また、町及び県は、燃料、発電機、建	また、町及び県は、燃料、発電機、建	・ 県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
第2章 第8節 2 備蓄の基本的事項	設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。 <u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</u>	設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材_____、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。_____ _____ _____ _____	
3 災害対策物資の備蓄についての基本方針 (4) 町の備蓄の原則	大規模災害の発生時の飲料水や食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活物資等災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である町があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。 <u>また、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。</u>	大規模災害の発生時の飲料水や食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活物資等災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である町があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。 <u>(追加)</u>	・ 県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
(5) 緊急輸送拠点の整備	町及び県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。 <u>また、輸送拠点への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。</u>	町及び県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。 <u>(追加)</u>	
(6) 物資支援の事前準備	<u>(6) 物資支援の事前準備</u> <u>町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u>	<u>(追加)</u>	

変更箇所	新	旧	備考
p 8 1 7 防災資機材の確保	別紙 9 参照	別紙 9 参照	・ 防災資機材の内容更新
p 8 4 第 2 章 第 9 節 2 町の通信施設の現況	町の通信施設については、 <u>防災行政無線のデジタル化を行ったが、引き続き</u> <u>衛星</u> 携帯電話の整備等、多種多様な通信網を整備し、合わせて非常用電源、予備機等の確保に努め、通信連絡機能の維持を図る。	町の通信施設については、 <u>昭和 62 年 8 月に防災行政無線（移動系）、平成 7 年 4 月に防災行政無線（同報系）が整備されたものの、完成から 20 年余り経過しており、老朽化が著しく、抜本的な改修が必要であるため、早期に整備計画を策定し、</u> <u>防災行政無線デジタル化の促進及び衛星</u> 携帯電話の整備等、多種多様な通信網を整備し、合わせて非常用電源、予備機等の確保に努め、通信連絡機能の維持を図る。	・ 防災行政無線のデジタル化に伴う修正
(2) 関係機関との連絡方法 注釈	・ <u>県事務所</u>	・ <u>中濃振興局</u>	・ 現在の名称に変更
p 8 5 3 通信施設 (1) 御嵩町防災行政無線 ア 同報系 同報系固定局施設 屋外拡声子局設置場所	別紙 1 0 参照	別紙 1 0 参照	・ 防災行政無線デジタル化に伴う変更 (再送信子局 4 基の追加など)
p 8 6 イ 移動系	別紙 1 1 参照	別紙 1 1 参照	・ 防災行政無線デジタル化に伴う変更 (陸上移動中継局 2 基の追加など)

変更箇所	新	旧	備考
4 指定避難所 (1) 指定避難所の指定	難誘導が行えるよう避難計画を策定し、住民、指定緊急避難場所及び指定避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。 <u>また、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努める。</u> また、空調、洋式トイレ等の整備や、社会福祉施設等を指定避難所として指定するなど要配慮者に配慮した福祉避難所の確保、宿泊施設を指定避難所として借り上げるなど、多様な機能を備えた指定避難所の確保について検討する<u>とともに</u>、指定避難所が使用不能となった場合や感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮した上で、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に	難誘導が行えるよう避難計画を策定し、住民、指定緊急避難場所及び指定避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。 <u>(追加)</u> また、空調、洋式トイレ等の整備や、社会福祉施設等を指定避難所として指定するなど要配慮者に配慮した福祉避難所の確保、宿泊施設を指定避難所として借り上げるなど、多様な機能を備えた指定避難所の確保について検討する_____ _____ _____ _____ _____ _____	

変更箇所	新	旧	備考
	避難所として使用するための協定を締結しておくよう努める。	_____。 _____。	
p 9 0 (2) 指定避難所運営マニュアルの策定	町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるとともに、<u>車中泊避難や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておく。</u> <u>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努める。</u>	町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める_____。 _____。 (追加)	・ 県地域防災計画の改訂
p 9 1 8 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の基準の策定	8 <u>高齢者等避難、避難指示</u> _____等の基準の策定 町は、<u>高齢者等避難、避難指示</u> _____等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「<u>避難情報</u>」に関するガイドライン」に	8 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の基準の策定 町は、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「<u>避難勧告等</u>」に関するガイドライン」に	・ 災害対策基本法の改正

変更箇所	新	旧	備考
	沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。また、マニュアル等に基づき、<u>高齢者等避難</u>の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。 気象警報、<u>避難情報</u>を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における<u>避難情報</u>の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備する。 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川__については、水位情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難情報</u>の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利	沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。また、マニュアル等に基づき、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。 気象警報、<u>避難勧告等</u>を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における<u>避難勧告、避難指示(緊急)等</u>の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備する。 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川<u>等</u>については、水位情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利	

変更箇所	新	旧	備考
	用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>水位情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報</u>の発令基準を策定する。	用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>同様に</u> <u>具体的な避難勧告等</u>の発令基準を策定する。	
10 避難に関する広報	町及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや(土砂災害)ハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。 <u>また、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることに</u> <u>ついて、町は、日頃から住民等への周知</u>	町及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや(土砂災害)ハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。 <u>(追加)</u>	・ 県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
p 9 2 1 2 避難所等におけるホームレスの受け入れ	<u>徹底に努める。</u> <u>なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておく。</u>	<u>(追加)</u>	
	1 2 避難所等におけるホームレスの受け入れ <u>町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよ</u>	<u>(追加)</u>	

変更箇所	新	旧	備考
1 3 避難情報の把握	<u>う、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u> <u>1 3 避難情報の把握</u> <u>町及び県は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。</u>	<u>(追加)</u>	
1 4 広域避難	<u>1 4 広域避難</u> <u>国、県及び町は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努める。</u> <u>(1) 町の役割</u> <u>町は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の実態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在</u>	<u>(追加)</u>	

変更箇所	新	旧	備考
	<u>させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議する。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求める。</u> <u>町は、指定避難所を指定する際に合わせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u> <u>(2) 県の役割</u> <u>県は、町から協議の要求があったときは、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町からの求めにより、協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言するものとする。</u> <u>県は、災害が発生するおそれがある地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送す</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>べき場所及び期日</u>を示して、<u>運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示するものとする。</u> <u>(3) 国の役割</u> <u>国は、都道府県から要請があった場合、協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言するものとする。</u>		
p 9 5 第2章 第11節 3 ヘリポート等の整備 ヘリコプター緊急離着陸場	// 御嵩 2192－531	// 御嵩 2192－51	・地番の修正
p 9 6 第2章 第12節 3 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等	3 <u>要支援者名簿</u>に掲載する者の範囲等 町は_____、避難行動要支援者について、関係部局で把握している情報を集約するよう努め、<u>要支援者名簿</u>_____を作成するものとする。	3 <u>避難行動要支援者名簿</u>に掲載する者の範囲等 町は、<u>要配慮者のうち</u>、避難行動要支援者について、関係部局で把握している情報を集約するよう努め、<u>避難行動要支援者名簿</u>を作成するものとする。	・要支援者名簿に掲載する者の追加等

変更箇所	新	旧	備考
p 9 7 4 避難行動要支援者名簿の更新 5 避難行動要支援者名簿に関する情報漏えいの防止 6 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の基準の策定	(1) 要支援者名簿に掲載する者の範囲は、概ね次のとおりである。 ア～オ （略） <u>カ 難病患者</u> <u>キ 小児慢性特定疾病児童等</u> <u>ク</u> （略） 4 <u>要支援者名簿</u> の更新 町は、<u>要支援者名簿</u> の登録事項について毎年度 1 回点検を行い、名簿情報を最新の状態に保つものとする。 5 <u>要支援者名簿</u> に関する情報漏えいの防止 （略） 6 <u>高齢者等避難、避難指示</u> 等の基準の策定 町は、<u>高齢者等避難、避難指示</u> 等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収	(1) 要支援者名簿に掲載する者の範囲は、概ね次のとおりである。 ア～オ （略） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>カ</u> （略） 4 <u>避難行動要支援者名簿</u> の更新 町は、<u>避難行動要支援者名簿</u> の登録事項について毎年度 1 回点検を行い、名簿情報を最新の状態に保つものとする。 5 <u>避難行動要支援者名簿</u> に関する情報漏えいの防止 （略） 6 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等の基準の策定 町は、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収	・略称規定に修正 ・災害対策基本法の改正

変更箇所	新	旧	備考
	集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「<u>避難情報</u>」に関するガイドラインに沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。また、マニュアル等に基づき、<u>高齢者等避難</u>の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。 気象警報、<u>避難情報</u>を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における<u>避難情報</u>の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備する。 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、台風情報、洪水警報等により	集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「<u>避難勧告等</u>」に関するガイドラインに沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。また、マニュアル等に基づき、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。 気象警報、<u>避難勧告等</u>を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における<u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備する。 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、台風情報、洪水警報等により	

変更箇所	新	旧	備考
p 9 9 9 町における措置 (3) 個別避難計画	具体的な<u>避難情報</u>の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な<u>避難情報</u>の発令基準を策定する。 (3) 個別避難計画 <u>町は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努めなければならない。個別避難計画の作成に当たっては、個別避難計画の作成について避難行動要支援者本人の同意を得た者から作成する。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成する。</u> <u>町は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路</u>	具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を策定する。 <u>(追加)</u>	・ 県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
	<u>等の事由を記載し、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて記載内容を更新するほか、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも適時適切に更新する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u> <u>町は、避難支援等に携わる関係者として計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、又は町の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u>		

変更箇所	新	旧	備考
p 1 0 0 1 2 施設、設備等の整備 (3) 施設等管理者	施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。 <u>また、長期停電に備え、非常用自家発電設備を整備するよう努める。</u>	施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。 <u>(追加)</u>	・ 県地域防災計画の改訂
p 1 0 1 第 2 章 第 1 3 節 1 方針	そのため、町は、日本赤十字社岐阜県支部、県及び御嵩町社会福祉協議会（以下「町社会福祉協議会」という。）等や <u>N P O ・ ボランティア等</u> との連携を図り、平常時のボランティアの登録養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速かつ円滑な活動を担保する。	そのため、町は、日本赤十字社岐阜県支部、県及び御嵩町社会福祉協議会（以下「町社会福祉協議会」という。）等や <u>ボランティア団体</u> との連携を図り、平常時のボランティアの登録養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速かつ円滑な活動を担保する。	・ 県地域防災計画の改訂
2 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり	町は、町及び県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに <u>N P O ・ ボランティア等</u> との連携を図るとともに、中間支援組織（ <u>N P O ・ ボランティア等</u> の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。	町は、町及び県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに <u>各種ボランティア団体及び N P O 法人等</u> との連携を図るとともに、中間支援組織（ <u>ボランティア団体・ N P O 等</u> の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。	・ 県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
	町及び県は、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。	その際、ボランティアの _____活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を_____ _____推進する。	
4 災害救助ボランティアの登録及び育成	4 災害_____ボランティアの登録及び育成 町社会福祉協議会は、災害_____ボランティアの登録受付を行うものとする。 町は、県及び市町村の社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害_____ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。	4 災害<u>救助</u>ボランティアの登録及び育成 町社会福祉協議会は、災害<u>救援</u>ボランティアの登録受付を行うものとする。 町は、県及び市町村の社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害<u>救援</u>ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。	・名称の統一
p 1 0 3 7 ボランティアの効果的活動の調整 8 県社会福祉協議会（ボランティアセンター）の連絡先	7 廃棄物等に係る連絡体制の構築 町及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る	(追加)	・県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
9 町社会福祉協議会（ボランティアセンター）の連絡先	<u>連絡体制を構築するものとする。また、町及び県は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。</u> <u>8</u> （略） <u>9</u> （略） <u>10</u> （略）	<u>7</u> （略） <u>8</u> （略） <u>9</u> （略）	
p 104 第2章 第14節 2 広域応援体制の整備	また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。 <u>県は、職員が被災した町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災した町から積極的な人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行</u>	また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。 <u>(追加)</u>	・ 県地域防災計画の改訂 ・ 文言の修正 ・ 新庁舎を追加

変更箇所	新	旧	備考				
	われるよう努めるものとする。 <table><tr><td>御嵩町立 上之郷中学校</td><td>御嵩町中切 1785</td></tr></table> 別紙 1 2 参照	御嵩町立 上之郷中学校	御嵩町中切 1785	<table><tr><td>御嵩町立 上之郷中学校</td><td>御嵩町宿 2115-2</td></tr></table> 別紙 1 2 参照	御嵩町立 上之郷中学校	御嵩町宿 2115-2	
御嵩町立 上之郷中学校	御嵩町中切 1785						
御嵩町立 上之郷中学校	御嵩町宿 2115-2						
p 1 0 7 第 2 章 第 1 5 節 3 災害医療コーディネートチームの設置	災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネートチームを設置する。 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における料提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。	災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネートチームを設置する。 (追加)	・ 県地域防災計画の改訂				
p 1 0 8、p 1 0 9 5 医薬品等の確保体制の確立 災害用分娩セット（1セットの内容） 救急医療関係備品の表	(削除)	(略)	・ 内容見直しによる削除				
p 1 1 3 第 2 章 第 1 7 節 6 電話（通信）施設	電話（通信）事業者は、災害発生時に電話（通信）設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話	電話（通信）事業者は、災害発生時に電話（通信）設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話	・ 県地域防災計画の改訂				

変更箇所	新	旧	備考
	(通信) の混乱を防止するため、次の対策を行うものとする。 (1) <u>非常用電源の整備等による電話（通信）施設、設備の安全性の確保</u> (2) <u>地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保</u> (3) <u>応急復旧機材の配備</u> (4) <u>通信輻輳対策の推進</u> (5) (略) (6) (略)	(通信) の混乱を防止するため、次の対策を行うものとする。 (1) _____電話（通信）施設、設備の安全性の確保 (追加) (2) <u>災害対策機器の配備</u> (追加) (3) (略) (4) (略)	
p 1 1 6 第2章 第19節 2 企業の取り組み (1) 生命の安全確保	顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。<u>また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>	顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	・ 県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
3 企業防災の促進のための取り組み	また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。 <u>町、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。</u>	また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。 <u>(追加)</u>	
p 1 2 9 第2章 第2.4節 大規模停電対策	<u>1 方針</u> <u>大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。</u> <u>2 実施責任者</u> 県 町 防災関係機関 事業者 <u>3 実施内容</u> <u>(1) 事前防止対策</u>	<u>(追加)</u>	・ 県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
	<u>町、県及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施する。</u> <u>(2) 代替電源の確保</u> <u>町、県及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築する。</u> <u>町及び県は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるように関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。</u>		

御嵩町地域防災計画 一般対策編 第3章 新旧対照表
令和4年4月一部改定

40

変更箇所	新	旧	備考
4 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策	<u>け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u> 4 応援職員の派遣及び受入に際しての<u>感染症対策</u> <u>町及び県は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させる。</u>	(追加)	
p 1 5 2 第3章 第3節 第1項 道路交通対策 3 輸送道路の確保 (1) 道路に関する被害状況の把握	道路管理者は、災害発生後、<u>緊急輸送道路を優先し、速やかに道路パトロールを行い、道路及び交通の状況を把握する。</u> 町、県、県警察においては、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、県内のみならず隣接県内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。<u>また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図る。</u>	道路管理者は、災害発生後、<u>緊急輸送道路を優先的に</u>_____道路パトロールを行い、道路及び交通の状況を把握し、 町、県、県警察においては、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、県内のみならず隣接県内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。_____	・県地域防災計画の改訂
p 1 6 1	別紙13 参照	別紙13 参照	・車両の更新

変更箇所	新	旧	備考
第2項 輸送計画 庁用車一覧			
p 1 6 7 第3章 第3節 第3項 災害通信計画 7 施設別通信方法等 (3) 西日本電信電話株式会社の災害対策 用無線電話による通信	西日本電信電話株式会社は、一般加入 電話の途絶により孤立化した市町村の通 信を確保するため、ポータブル衛星通信 システム_____、 衛星用可搬型陸上無線機等を活用する。 この場合、孤立市町村からは、相手の一 般加入電話番号をダイヤルする。	西日本電信電話株式会社は、一般加入 電話の途絶により孤立化した市町村の通 信を確保するため、ポータブル衛星通信 システム、 <u>孤立防止用衛星通信システム</u> 、 衛星用可搬型陸上無線機等を活用する。 この場合、孤立市町村からは、相手の一 般加入電話番号をダイヤルする。	・システムの廃止
p 1 6 9 第3章 第4節 第1項 警報・注意報・情報等の計画 2 気象警報等の種別 (1) 気象警報等の種類の表	別紙14 参照	別紙14 参照	・警戒レベルの追加
p 1 7 1 (4) 土砂災害警戒情報	岐阜地方气象台と県は、大雨警報（土 砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土 砂災害がいつ発生してもおかしくない状 況となったときに、町長の避難情報の発 令判断や住民の自主避難の判断を支援す るため警戒を呼びかける情報。危険な場 所から全員が避難することが必要とされ る警戒レベル4に相当する。	岐阜地方气象台と県は、大雨警報（土 砂災害） <u>発表中において、土砂災害発生 の危険度が高まり、より厳重な警戒が必 要な場合に、町長が避難勧告等の災害応 急対応を適時適切に行えるよう、また、 住民の自主避難の判断等に利用できるよ う、共同して町単位で土砂災害警戒情報 を発表_____する。</u>	・災害対策基本法の改正

変更箇所	新	旧	備考
p 1 7 2 (7) 指定河川洪水予報等 表	別紙 1 5 参照	別紙 1 5 参照	・災害対策基本法の改正
p 1 7 4 3 警報等の伝達 (1) 伝達系等 ア 気象警報等の注釈	警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。 <u>防災気象情報と警戒レベルとの関係</u> は、下表のとおりとする。 <u>別紙 1 6 参照</u> 1 岐阜地方気象台から西日本電信電話株式会社への通知は警報のみ <u>2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。</u> <u>3 岐阜地方気象台から中部地方整備局木曽川上流河川事務所及び北陸地方整備局神通川水系砂防事務所へは国土交通省経由で伝達する。</u>	警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 1 岐阜地方気象台から西日本電信電話株式会社への通知は警報のみ <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>	・災害対策基本法の改正 ・伝達系等の変更
p 1 7 8 第2項 災害情報収集等の計画 2 情報の収集・連絡手段 (2) 情報の連絡手段	<u>(2) 情報の整理</u> <u>町及び県は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に</u>	<u>(追加)</u>	・県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
	応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。 (3) (略)	(2) (略)	
3 被害状況等の調査・報告 (1) 被害状況等の報告方法	県事務所等	県振興局等	・現在の名称に変更
p 1 8 1 6 被害状況等の調査及び報告	特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録_____の有無にかかわらず、当該町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録_____を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は都道府県に連絡するものとする。	特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省)又は都道府県に連絡するものとする。	・県地域防災計画の改訂
p 1 8 4 1 4 部門別被害状況等の調査報告 (3) 住家等一般被害状況等の調査報告	県支部 県事務所	県支部 県振興局	・現在の名称に変更
p 1 8 6	災害により危険が急迫し、人命の保護	災害により危険が急迫し、人命の保護	・災害対策基本法の改正

変更箇所	新	旧	備考
(3) 注釈(5)ア(ウ)	その他災害の拡大防止等のため危険地域の居住者等に対し、知事、町長、水防管理者、警察官及び自衛官等により、避難の指示_____等を行った場合は、本章第6節第4項の規定にもとづき、これらの情報をとりまとめ、町本部等に通知する。	その他災害の拡大防止等のため危険地域の居住者等に対し、知事、町長、水防管理者、警察官及び自衛官等により、避難の指示、 <u>勧告</u> 等を行った場合は、本章第6節第4項の規定にもとづき、これらの情報をとりまとめ、町本部等に通知する。	
p 1 9 0 (9) 林業関係の被害	県支部 (<u>県林政部</u>)	県本部 (<u>県農政部</u>)	・ 文言の修正
p 1 9 3 (14) 消防団員の活動	県支部 (<u>県事務所</u>)	県支部 (<u>県振興局</u>)	・ 現在の名称に変更
p 1 9 5 別表 1	別紙 1 7 参照	別紙 1 7 参照	・ 県地域防災計画の改訂
p 1 9 6 別表 2	別紙 1 8 参照	別紙 1 8 参照	・ 県地域防災計画の改訂
p 1 9 7 第3項 災害広報計画 5 広報の手段	報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供、防災行政無線（ <u>戸別受信機を含む。</u> ）、コミュニティFMやケーブルテレビの放送、インターネット（SNSを含む）、エリアメール、携帯電話による情報提供、広報紙等の配布、広報車の巡回、掲示板への貼紙、その他広報手段を有効に活用し、ま	報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供、防災行政無線_____、コミュニティFMやケーブルテレビの放送、インターネット（SNSを含む）、エリアメール、携帯電話による情報提供、広報紙等の配布、広報車の巡回、掲示板への貼紙、その他広報手段を有効に活用し、ま	・ 県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
	た自主防災組織を通じるなど、伝達手段の多重化・多様化に配慮し、迅速かつ的確な広報に努める。	た自主防災組織を通じるなど、伝達手段の多重化・多様化に配慮し、迅速かつ的確な広報に努める。	
p 1 9 8 6 広報の内容	災害の発生状況、避難に関する情報(指定緊急避難場所又は指定避難所、<u>避難情報</u>)、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他住民の生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。 (2) 「災害発生直後の広報」 ウ 避難に関する情報(避難場所、避難 <u> </u> 指示等)	災害の発生状況、避難に関する情報(指定緊急避難場所又は指定避難所、<u>避難勧告・指示等</u>)、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他住民の生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。 (2) 「災害発生直後の広報」 ウ 避難に関する情報(避難場所、避難 <u>勧告、指示等</u>)	・災害対策基本法の改正
p 1 9 9 1 1 住民の安否情報	電話(通信)事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、<u>災害用伝言板「web171」</u> <u> </u>及び携帯、<u>災害用伝言板サービス</u> <u> </u>を提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図るものとする。	電話(通信)事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、<u>災害用ブロードバンド伝言板「web171」</u>及び携帯、<u>PHS版災害用伝言板サービス</u>を提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図るものとする。	・サービスの廃止

変更箇所	新	旧	備考
1 計画の方針	開設期間の見込等) 大雨・暴風警報発令時 → 第一次避難所開設 避難指示_____時 → 第一次、第二次避難所開設 災害発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、町長を中心として防災関係者が相互に連携をとり住民に対し、避難のための立退きの_____指示等をして、<u>危険な場所から</u>避難させる。 また、避難のための立退きの指示_____及び誘導並びに指定避難所の開設開設、収容は、次によるものとする。	開設期間の見込等) 大雨・暴風警報発令時 → 第一次避難所開設 避難指示・<u>勧告</u>時 → 第一次、第二次避難所開設 災害発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、町長を中心として防災関係者が相互に連携をとり住民に対し、避難のための立退きの<u>勧告</u>、指示等をして、<u>安全な場所へ</u> 避難させる。 また、避難のための立退きの指示、<u>勧告</u>及び誘導並びに指定避難所の開設開設、収容は、次によるものとする。	
2 実施責任者	避難のための立ち退きの指示_____及び指定避難所の開設開設並びに指定避難所への収容保護は、次の者が行う。 <u>(削除)</u>	避難のための立ち退きの指示、<u>勧告</u>及び指定避難所の開設開設並びに指定避難所への収容保護は、次の者が行う。 <u>(1) 避難の勧告 全般災害について</u> <u>町長（災対法第 60 条）※</u>	

変更箇所	新	旧	備考
p 2 1 6	(1) 避難の指示 (略) (削除) (2) (略) 避難の指示 _____ から指定避難所への誘導までは、 _____ 避難の指示 _____ 者が行い、誘導に際してり災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び指定避難所の開設、収容保護は、災害救助法を適用する災害にあつては、同法に基づき町長が実施し、災害救助法の適用を受けない災害にあつては町独自の応急対策として町長が実施するものとするが、関係機関と緊密な連絡を保って応急対策に当たるものとする。	(2) 避難の指示 (略) ※ 町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、知事が行うことができる。 (3) (略) 避難の指示、勧告（立ち退き準備の勧告を含む。以下同じ。）から指定避難所への誘導までは、それぞれ避難の指示、勧告者が行い、誘導に際してり災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び指定避難所の開設、収容保護は、災害救助法を適用する災害にあつては、同法に基づき町長が実施し、災害救助法の適用を受けない災害にあつては町独自の応急対策として町長が実施するものとするが、関係機関と緊密な連絡を保って応急対策に当たるものとする。	
3 避難の勧告又は指示	3 避難の _____ 指示	3 避難の <u>勧告又は指示</u>	

変更箇所	新	旧	備考
	災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、町長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル、県から提供される水害危険情報図等に基づき、住民等に対して避難のための立ち退きの_____指示を行う。 (1) 町長の措置 町長は、住民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの_____指示を行う。(災対法第60条第1項) <u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及びおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、町長は、必要と認める地域の</u>	災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、町長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル、県から提供される水害危険情報図等に基づき、住民等に対して避難のための立ち退きの<u>勧告又は</u>指示を行う。 (1) 町長の措置 町長は、住民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの<u>勧告又は</u>指示を行う。(災対法第 60 条第1項) <u>(追加)</u>	

変更箇所	新	旧	備考
4 避難の実施 (1) 避難の指示、勧告者 p 2 1 7 (3) 避難の周知徹底者	<u>必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。(災対法第60条第3項)</u> (1) 避難の指示 _____ 者 ア(イ) その他の災害に伴う避難（消防部及び警察署） ただし、緊急を要する場合等で現地において直接指示 _____ を行う必要があるときは、その場所で活動中の本部職員、消防職員及び消防団員等が直接行う。 (3) 避難の周知徹底者 町本部における避難の周知徹底は、企画班（広報担当）が各避難の指示 _____ 者の通知に基づいて行う。ただし、現地において指示 _____ を行ったときは、緊急必要な範囲に対する徹底は、指示 _____ 者が直接行う。	(1) 避難の指示、<u>勧告者</u> ア(イ) その他の災害に伴う避難（消防部及び警察署） ただし、緊急を要する場合等で現地において直接指示、<u>勧告</u>を行う必要があるときは、その場所で活動中の本部職員、消防職員及び消防団員等が直接行う。 (3) 避難の周知徹底者 町本部における避難の周知徹底は、企画班（広報担当）が各避難の指示、<u>勧告</u>者の通知に基づいて行う。ただし、現地において指示、<u>勧告</u>を行ったときは、緊急必要な範囲に対する徹底は、指示<u>勧告</u>者が直接行う。	

変更箇所	新	旧	備考
5 指示、勧告の発表	5 指示_____の発表 (1) 災害により危険が急迫し、人命保護 その他災害の拡大防止等のため、特に 避難の必要が認められるときは、指示_ ____者は避難のための立退き_____ _____の 指示を行う。なお____、指示に当た っては、次の事項（以下本節において 「指示・条件」という。）を明示する。 (2) 避難情報____の基準は、おおむね次 のとおりとする。 別紙19 参照	5 指示、<u>勧告</u>の発表 (1) 災害により危険が急迫し、人命保護 その他災害の拡大防止等のため、特に 避難の必要が認められるときは、指示、 <u>勧告</u>者は避難のための立退きを<u>勧告</u> <u>し、あるいは急を要するときは、その</u> 指示を行う。なお、<u>勧告</u>、指示に当た っては、次の事項（以下本節において 「指示・条件」という。）を明示する。 (2) <u>避難の勧告等</u>の基準は、おおむね次 のとおりとする。 別紙19 参照	
p 218			
6 機関相互の連絡	避難の指示____者は、指示_____を行 ったときは、直ちに町本部総務班に通知 する。なお、関係機関に対する通知（連 絡）は、次の系統によって行うが、通知 に当たっては、できる限り指示条件ある いは災害の状況等を明示するように努め る。	避難の指示<u>勧告</u>者は、指示、<u>勧告</u>を行 ったときは、直ちに町本部総務班に通知 する。なお、関係機関に対する通知（連 絡）は、次の系統によって行うが、通知 に当たっては、できる限り指示条件ある いは災害の状況等を明示するように努め る。	

変更箇所	新	旧	備考
p 2 1 9 7 避難の周知徹底	(指示____者) 総務班は、避難の指示____を承知したときは、次の要領によって避難する地域の住民、その他関係機関に指示____の徹底を図る。なお、現地で直接避難の指示____をしたときは、指示____者は、関係者の協力を得て、次の要領に準じてその地域内の住民等に徹底を図る。 (1) 周知徹底事項 避難の周知徹底に当たっては、できる限り必要な事項を具体的に示すこととし、避難までに時間的余裕があるとき等にあつては、次の事項のうち特に必要な事項について徹底できる範囲の対策を行う。 ア 避難の指示____者及び避難誘導者(機関) (2) 周知徹底の方法 地域内住民等に対する避難の指示____は、次の方法のうちから最も適	(指示<u>勧告</u>者) 総務班は、避難の指示、<u>勧告</u>を承知したときは、次の要領によって避難する地域の住民、その他関係機関に指示、<u>勧告</u>の徹底を図る。なお、現地で直接避難の指示<u>勧告</u>をしたときは、指示<u>勧告</u>者は、関係者の協力を得て、次の要領に準じてその地域内の住民等に徹底を図る。 (1) 周知徹底事項 避難の周知徹底に当たっては、できる限り必要な事項を具体的に示すこととし、避難までに時間的余裕があるとき等にあつては、次の事項のうち特に必要な事項について徹底できる範囲の対策を行う。 ア 避難の指示<u>勧告</u>者及び避難誘導者(機関) (2) 周知徹底の方法 地域内住民等に対する避難の指示<u>ある</u>いは<u>勧告</u>は、次の方法のうちから最も適	

変更箇所	新	旧	備考
p 2 2 0	切な方法で行うが、特に短時間にその徹底を図るため必要に応じて下記の方法を併用する等十分な対策を講じる。 カ 関係機関への伝達 避難の指示 _____ 地域の次の機関に対しては、一般の伝達徹底のほか直接電話又は伝令をもって徹底するものとする。	切な方法で行うが、特に短時間にその徹底を図るため必要に応じて下記の方法を併用する等十分な対策を講じる。 カ 関係機関への伝達 避難の指示、<u>勧告</u>地域の次の機関に対しては、一般の伝達徹底のほか直接電話又は伝令をもって徹底するものとする。	
9 避難の誘導	避難誘導者は、指示 _____ 者から通知を受け、あるいは本部長から命ぜられたときは、直ちに避難者の誘導に当たるものとするが、避難誘導にあたっては、指定緊急避難場所又は指定避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるとともに、10「避難に当たっての留意事項」の内容に留意する。 避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて<u>指示等</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、<u>避難指示等</u>に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した	避難誘導者は、指示<u>勧告</u>者から通知を受け、あるいは本部長から命ぜられたときは、直ちに避難者の誘導に当たるものとするが、避難誘導にあたっては、指定緊急避難場所又は指定避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるとともに、10「避難に当たっての留意事項」の内容に留意する。 避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて<u>勧告等</u>の伝達文の内容を工夫する	

変更箇所	新	旧	備考
p 2 2 1 1 0 避難に当たっての留意事項 (5) 自主防災組織による避難活動 p 2 2 3 1 2 指定避難所の開設及び収容保護 (7) 指定避難所の適切な運営管理	<u>とるべき避難行動がわかるように伝達すること</u>など、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 <u>別紙 2 0 参照</u> また、町本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、<u>指示等</u>を行うための判断を風水害の被災地近傍の現地本部等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。 ア <u>避難情報</u>の地域内居住者等への伝達の徹底 イ～カ (略) また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師や看護師等による巡回の頻度、<u>感染症予防対策の実施状況</u>、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよ	_____など、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 <u>(追加)</u> また、町本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、<u>勧告等</u>を行うための判断を風水害の被災地近傍の現地本部等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。 ア <u>避難指示等</u>の地域内居住者等への伝達の徹底 イ～カ (略) また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師や看護師等による巡回の頻度_____、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよ	

変更箇所	新	旧	備考
(8) 指定避難所開設状況の報告 p 2 2 4 (11) 指定避難所開設の労力	う努める。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、<u>獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u> 特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営<u>管理</u>に努める。 (8) 指定避難所開設状況の報告 ア (ウ) 収容状況（うち、避難指示____による者）（施設別に） 指定避難所の開設その他収容保護に必要な労力は、世話人等収容者の奉仕によるが、不足するときにあつては日本赤十字奉仕団、その他<u>N P O ・ボランティア団体の</u>協力を得て、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。	う努める。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める_____ _____。 特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営____に努める。 (8) 指定避難所開設状況の報告 ア (ウ) 収容状況（うち、避難指示<u>勸告</u>による者）（施設別に） 指定避難所の開設その他収容保護に必要な労力は、世話人等収容者の奉仕によるが、不足するときにあつては日本赤十字奉仕団、その他<u>ボランティア団体</u>_____の協力を得て、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。	

変更箇所	新	旧	備考
p 2 4 0 第 8 項 要配慮者対策 3 町の施策 (1)	(1) 町は、要配慮者であって、特に避難行動要支援者名簿に掲載されている者について地図等を利用するなどして居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。 <u>また、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効率的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。</u> <u>避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に、指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。</u>	(1) 町は、要配慮者であって、特に避難行動要支援者名簿に掲載されている者について地図等を利用するなどして居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。 (追加) (追加)	・ 県地域防災計画の改訂
p 2 4 9 第 1 0 項 応急住宅対策	町本部は、次の各条件に適合する対象者のうちから修繕予定者を選定し、「住	町本部は、次の各条件に適合する対象者のうちから修繕予定者を選定し、「住宅	・ 災害救助法の改訂

変更箇所	新	旧	備考
8 住宅の応急修繕 (2) 修繕対象世帯の選定	宅応急修理該当世帯調（様式55号）」により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策に報告する。 ア <u>災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。</u>	応急修理該当世帯調（様式55号）」により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策に報告する。 ア <u>住家が半失（半焼又は半壊又は半流失）し</u> <u>__、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。</u>	
p 2 5 4 第 1 1 項 医療・救護計画 6 実施の方法 (3) 医療機関による方法 注釈 2	2 医療券は、町長の要請に基づき<u>県事務所長</u>が、生活保護法による医療券に「災害」と朱書して直接救助対象者に発するものとする。 なお、町長は<u>県事務所長</u>に医療券の発行を要請するいとまのないときは、連絡票（診察依頼書）を発行し、「災害」と朱書して直接救助対象者に交付するとともに、その旨を<u>県事務所</u>に連絡するものとする。	2 医療券は、町長の要請に基づき<u>中濃振興局長</u>が、生活保護法による医療券に「災害」と朱書して直接救助対象者に発するものとする。 なお、町長は<u>中濃振興局長</u>に医療券の発行を要請するいとまのないときは、連絡票（診察依頼書）を発行し、「災害」と朱書して直接救助対象者に交付するとともに、その旨を<u>振興局</u>に連絡するものとする。	・現在の名称に変更 ・県地域防災計画の改訂
p 2 5 5 (8) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請	町、県は、必要に応じて医療関係機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。	町、県は、必要に応じて医療関係機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。	

変更箇所	新	旧	備考
	<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行う。 その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMA T）等の派遣に係る調整及び活動場所（医療機関、救護所など）の確保は、県が行う。 <u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行う。	<u>（追加）</u> その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMA T）等の派遣に係る調整及び活動場所（医療機関、救護所など）の確保は、県が行う。 <u>（追加）</u>	
(9) 後方医療活動の要請 ア 広域後方医療活動の要請	町、県は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。 <u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行う。	町、県は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。 <u>（追加）</u>	
イ 広域搬送拠点の確保、運用	町及び県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調	町及び県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調	

変更箇所	新	旧	備考
	整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、町内が被災している場合は医療機関から広域搬送拠点までの重症者等の輸送を実施するものとする。 <u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</u>は、<u>県に対して適宜助言及び支援を行う。</u>	整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、町内が被災している場合は医療機関から広域搬送拠点までの重症者等の輸送を実施するものとする。 <u>(追加)</u>	
p 2 5 9 1 1 保険制度等への切替	<u>県事務所</u> 福祉課	<u>中濃振興局</u>福祉課	・現在の名称に変更
p 2 7 7 第 1 6 項 防疫計画 5 防疫活動の内容	町は、<u>避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに</u>、次の防疫活動を行うものとする。	町は_____、次の防疫活動を行うものとする。	・県地域防災計画の改訂
p 2 8 2 第 1 9 項 清掃活動 活動のポイントの表中 1	班 長（住民環境班員） <u>（上下水道班員）</u> 運転手 作業員（職員のほか許可業者※）	班 長（住民環境班員） _____ 運転手 作業員（職員のほか許可業者※）	・上下水道班員を追加
p 2 8 4 第 1 9 項 清掃活動 4 清掃方法 (3) がれき等の災害廃棄物の処理	町_____は、がれき等の災害廃棄物の処理処分方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災	町<u>及び</u>県は、がれき等の災害廃棄物の処理処分方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃	・県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
	害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。<u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u>	棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。_____ _____ _____ _____ _____	
7 その他関連対策 (1) ウ	ウ やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員200人に対して、大小便器をそれぞれ2個以上ずつ設置する。_____ _____	ウ やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員200人に対して、大小便器をそれぞれ2個以上ずつ設置する。<u>なお、閉鎖に当たっては、消毒後埋没する。</u>	・文言の修正
p 2 8 6 第2 1 節 義援金品の募集配分	第2 1 項 義援金品の募集配分	第2 1 節 義援金品の募集配分	・文言の修正
p 2 9 3 第3 章 第7 節 第3 項 農作物の応急対策 5 蚕糸の対策	<u>(削除)</u>	<u>5 蚕糸の対策</u> <u>蚕業関係の各機関及び経営者は、災害気象に留意し(本章第4 節第1 項「警報・注意報・情報等の計画」参照)、災害による被害が予想されるときは、農林班は県支部農林班に協力し、未然に防止するためその対策に当たるものとする。</u>	・現在の内容に修正

変更箇所	新	旧	備考
		<u>なお、県は、町と密接に連絡を取りその協力を得るものとする。また、災害により被害が発生したときは、被害の軽減あるいは早期復旧に当たるものとし、関係機関(養蚕農業協同組合連合会、岐阜県農業共済組合連合会、製糸、蚕種関係者)と連絡を密にし、桑園、桑苗、蚕種、育蚕、産繭処理等についてその対策を指導する。</u>	
p 2 9 4 第4項 畜産の応急対策 6 牛乳の集乳対策	<u>(削除)</u>	<u>6 牛乳の集乳対策</u> <u>町内において酪農家が生産した牛乳が災害に伴う交通途絶等により集乳搬送ができないときは、農林班は、県支部農林班に集乳搬送についての協力を要請する。</u>	・ 現在の内容に修正
p 2 9 6 第5項 林地、林産物等の応急対策 6 徳用林産物及び施設の対策	災害時におけるしいたけ _____ 等の特用林産物及びその施設の対策は、次によるものとする。 (1) 復旧用原木ほだき _____ 等の確保 災害のため特用林産物あるいは施設が被災し、その復旧に必要な原木等 _____ ある	災害時におけるしいたけ、<u>わさび</u>等の特用林産物及びその施設の対策は、次によるものとする。 (1) 復旧用原木ほだき、<u>わさび</u>苗等の確保 災害のため特用林産物あるいは施設が被災し、その復旧に必要な原木、<u>苗</u>ある	・ 現在の内容に修正

変更箇所	新	旧	備考
	いは種菌等が不足し確保できないときは、農林班は、県支部農林班を経由し、県本部県産材流通班にその確保について要請するものとする。	いは種菌等が不足し確保できないときは、農林班は、県支部農林班を経由し、県本部県産材流通班にその確保について要請するものとする。	
p 2 9 9 第3章 第8節 7 施設別応急対策 (3) 土砂災害防止施設の応急対策 イ	イ 応急対策 県は、土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼすおそれがある箇所については、すみやかに応急復旧を実施するよう努める。町は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難情報を発令する体制整備を図るよう努めるものとする。	イ 応急対策 県は、土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼすおそれがある箇所については、すみやかに応急復旧を実施するよう努める。町は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難勧告を行う体制整備を図るよう努めるものとする。	・災害対策基本法の改正
p 3 0 2 第3章 第9節 4 電気施設 (2) 電力会社の応急復旧対策 ウ 情報収集・連絡体制	電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線や高感度カメラ搭載ヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努め、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するものとする。	電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線や高感度カメラ搭載ヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努める _____ _____ _____ものとする。	・県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
p 3 0 9 第 3 章 第 1 0 節 第 1 項 文教対策 1 1 教育活動の早期再開 (1) 応急教育の実施	教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。 <u>公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。</u>	教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。_____ _____ _____	・県地域防災計画の改訂

御嵩町地域防災計画 一般対策編 第4章 新旧対照表
令和4年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
一般対策編 （第4章）

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第4章

変更箇所	新	旧	備考
p 3 2 4 第4章 第3節 1 0 交通マネジメント	<u>1 0 交通マネジメント</u> <u>国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所は、応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需用マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「岐阜県災害時交通マネジメント検討会（以下「検討会」という。）」を組織する。</u> <u>県は、町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所に検討会の開催を要請することができる。</u> <u>※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組</u> <u>※交通需用マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や平準化などの交通需用の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組</u>	<u>(追加)</u>	・県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
p 3 3 0 第4章 第4節 第4項 災害応急対策 3 屋内退避、避難等の防護活動	また、国と県が連携して実施する緊急時モニタリングの結果、指針の指標を超え、又は超えるおそれがある地域があると認められる場合は、国の指示に基づく県からの伝達により、屋内退避又は避難のための立ち退きの_____指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。	また、国と県が連携して実施する緊急時モニタリングの結果、指針の指標を超え、又は超えるおそれがある地域があると認められる場合は、国の指示に基づく県からの伝達により、屋内退避又は避難のための立ち退きの<u>勧告</u>、又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。	・災害対策基本法の改正
p 3 3 1 (1) 屋内退避・避難等に係る判断、指示 国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れの表	国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）により、市町村長に対し、避難指示_____を行うべきことの指示がされる。	国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）により、市町村長に対し、避難指示（又は<u>勧告</u>）を行うべきことの指示がされる。	・災害対策基本法の改正
p 3 4 2 第4章 第8節 大規模停電対策	<u>1 方針</u> <u>大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。</u> <u>2 実施責任者</u> <u>県</u> <u>町</u> <u>防災関係機関</u> <u>3 実施内容</u> <u>(1) 広報</u> <u>県、町及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次</u>	<u>(追加)</u>	・県地域防災計画の改訂

変更箇所	新	旧	備考
	<u>の情報について、ホームページやSNS等により提供する。</u> <u>また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。</u> <u>ア 停電及び停電に伴う災害の状況</u> <u>イ 関係機関の災害応急対策に関する情報</u> <u>ウ 停電の復旧の見通し</u> <u>エ 避難の必要性等、地域に与える影響</u> <u>オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報</u> <u>カ その他必要な事項</u> <u>(2) 応急対策</u> <u>県、町及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。</u> <u>また、復旧計画等の情報共有を図る。</u> <u>(3) 電力供給</u> <u>電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行う。</u> <u>(4) 通信機器等の充電</u> <u>県、町及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その</u>		

変更箇所	新	旧	備考
	<u>他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努める。</u>		

御嵩町地域防災計画 一般対策編 第5章 新旧対照表
令和4年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
一般対策編 （第5章）

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第5章

変更箇所	新	旧	備考
p 3 4 7 第5章 第5節 2 実施内容 (2) 個人被災者への資金援助等 ウ リ災証明書の交付	<u>県は、発災後速やかに住家被害の調査やり災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</u> 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付する。	<u>(追加)</u> 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付する。	・ 県地域防災計画の改訂
p 3 5 0 第5章 第7節 2 実施内容 (1) 株式会社日本政策金融公庫による融資	(1) <u>災害関連資金の融資等</u> 町、県及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、<u>_____日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行う。</u>	(1) <u>株式会社日本政策金融公庫による融資</u> 町、県及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、<u>株式会社日本政策金融公庫から貸付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導</u>_____を行う。	・ 現行の実施内容へ変更 ・ 文言の修正

変更箇所	新	旧	備考
(2) 各種対策	ア～エ（略） オ 農業経営基盤強化資金 <u>ほか</u> カ～ク（略）	ア～エ（略） オ 農業経営基盤強化資金____ カ～ク（略）	

一般対策編

別紙

新旧対照表

p 1 3

第1章 第5節

2 社会的条件 (2) 土地利用

地目別土地利用状況

新

地 目 別 土 地 利 用 状 況 (令和3年1月1日現在)

(単位：ha)

田	畑	宅 地	池・沼	山 林	原 野	雑 種 地	そ の 他	合 計
388	107	432	4	1,880	43	504	2,311	5,669

旧

地 目 別 土 地 利 用 状 況 (平成 24 年 1 月 1 日現在)

(単位 : ha)

田	畑	宅 地	池 ・ 沼	山 林	原 野	雑 種 地	そ の 他	合 計
<u>431</u>	<u>124</u>	<u>429</u>	4	<u>1,932</u>	<u>44</u>	<u>508</u>	<u>2,189</u>	<u>5,661</u>

p 1 4

第1章 第5節

2 社会的条件 (4) 交通

ア 道路 国道・県道の整備状況

新

国道・県道の整備状況

(令和4年4月現在)

種別・区別	路線名	道路延長 (m)	道路延長 (m)		幅員 (m)	舗装率 (%)
			本舗装	軽舗装		
一般国道	国道21号線 (旧道)	6,922	6,922	0	7.00～14.65	100.0
一般国道	国道21号線 (可児御嵩バ イパス経由)	11,641	11,641	0	20.50～21.25	100.0
主要地方道	恵那・御嵩線	4,255	4,255	0	4.5～15.0	100.0
主要地方道	多治見白川線	4,354	4,354	0	7.1～36.4	100.0
一般県道	井尻八百津線	7,613	7,613	0	3.3～16.9	100.0
一般県道	御嵩可児線	3,510	3,510	0	4.5～27.8	100.0
一般県道	御嵩犬山線	973	973	0	6.4～19.2	100.0
一般県道	飛騨木曾川公 園線	4,884	4,884	0	5.2～23.2	100.0
一般県道	多治見八百津 線	2,422	2,422	0	6.0～17.7	100.0
一般県道	御嵩川辺線	1,623	1,623	0	7.5～24.8	100.0

都市計画道路の整備状況

(令和4年4月現在)

御嵩町	路線数	計画決定 延長 A (m)	概成済延長 B (m)	改良済延長 C (m)	進捗率 (%)	
					C/A	(B+C) /A
	13	26,760	14,120	7,330	27.4	80.2

旧

国道・県道の整備状況

(平成 24 年 4 月現在)

種別・区分	路線名	道路延長 (m)	道路延長 (m)		幅員 (m)	舗装率 (%)
			本舗装	軽舗装		
一般国道	国道 21 号	6,922	6,922	0	平均 9.9	100.0
一般国道	国道 21 号バイパス	11,641	11,641	0	平均 14.75	100.0
主要地方道	恵那御嵩線	4,225	4,225	0	3.7～12.9	100.0
主要地方道	多治見白川線	4,792	4,792	0	2.8～35.0	100.0
一般県道	井尻八百津線	7,289	7,289	0	2.3～13.5	100.0
一般県道	御嵩可児線	2,961	2,961	0	3.5～27.8	100.0
一般県道	御嵩犬山線	973	973	0	5.0～9.1	100.0
一般県道	飛騨木曾川公園線	4,884	4,884	0	4.1～21.1	100.0
一般県道	多治見八百津線	1,606	1,606	0	4.8～15.9	100.0
一般県道	御嵩川辺線	1,623	1,623	0	6.2～17.6	100.0

都市計画道路の整備状況

(平成 24 年 4 月現在)

御嵩町	路線数	計画決定 延長 A (m)	概成済延長 B (m)	改良済延長 C (m)	進捗率 (%)	
					C / A	(B + C) / A
	13	26,760	14,1200	7,150	26.7	79.5

p 3 9

第2章 第3節 第1項 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業計画

別表 土砂災害警戒・特別警戒区域

新

土 砂 災 害 警 戒 ・ 特 別 警 戒 区 域

番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類	警戒・特別警戒区域 の別
1	井尻 1	可児郡御嵩町井尻	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
2	井尻 2	可児郡御嵩町井尻	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
3	井尻 3	可児郡御嵩町井尻	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
4	北切 1	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
5	北切 2	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
6	北切 3	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
7	平	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
8	川南 1	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
9	川南 2	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
10	川南 3	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
11	川南 4	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
12	宿（羽根山）	可児郡御嵩町宿	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
13	美佐野	可児郡御嵩町美佐野	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
14	次月 1	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
15	次月 2	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
16	次月 3	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
17	津橋 1	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
18	津橋 2	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
19	津橋 3	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
20	小原 1	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
21	小原 2	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
22	小原 3	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
23	小原 4	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
24	小原 5	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
25	小原 6	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
26	小原 7	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
27	西洞 1	可児郡御嵩町西洞	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒

旧

土 砂 災 害 警 戒 ・ 特 別 警 戒 区 域

番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類	警戒・特別警戒区域 の別
1	井尻 1	可児郡御嵩町井尻	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
2	井尻 2	可児郡御嵩町井尻	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
3	井尻 3	可児郡御嵩町井尻	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
4	北切 1	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
5	北切 2	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
6	北切 3	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
7	平	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
8	川南 1	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
9	川南 2	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
10	川南 3	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
11	川南 4	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
12	宿（羽根山）	可児郡御嵩町宿	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
13	美佐野	可児郡御嵩町美佐野	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
14	次月 1	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
15	次月 2	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
16	次月 3	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
17	津橋 1	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
18	津橋 2	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
19	津橋 3	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
20	小原 1	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
21	小原 2	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
22	小原 3	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
23	小原 4	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
24	小原 5	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
25	小原 6	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
26	小原 7	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
27	西洞 1	可児郡御嵩町西洞	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒

28	西洞 2	可児郡御嵩町西洞	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
29	西洞 3	可児郡御嵩町西洞	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
30	谷 1	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
31	谷 2	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
32	谷 3	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
33	谷 4	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
34	谷 5	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
35	谷 6	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
36	谷 7	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
37	綱木	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
38	小和沢	可児郡御嵩町小和沢	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
39	大久後 1	可児郡御嵩町大久後	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
40	大久後 2	可児郡御嵩町大久後	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
41	大久後 3	可児郡御嵩町大久後	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
42	長岡 1	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
43	長岡 2	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
44	栢森	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
45	南山台西 1	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
46	南山台西 2	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
47	工業団地	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
48	送木 1	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
49	送木 2	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
50	送木 3	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
51	送木 4	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
52	送木 5	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
53	南山	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
54	大庭台 1	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
55	大庭台 2	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
56	古屋敷南 1	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
57	古屋敷南 2	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
58	古屋敷南 3	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
59	里	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
60	洞	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
61	柿田 3	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
62	松野 1	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
63	松野 2	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒
64	松野 3	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
65	松野 4	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
66	道北	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒

28	西洞 2	可児郡御嵩町西洞	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
29	西洞 3	可児郡御嵩町西洞	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
30	谷 1	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
31	谷 2	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
32	谷 3	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
33	谷 4	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
34	谷 5	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
35	谷 6	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
36	谷 7	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
37	綱木	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
38	小和沢	可児郡御嵩町小和沢	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
39	大久後 1	可児郡御嵩町大久後	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
40	大久後 2	可児郡御嵩町大久後	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
41	大久後 3	可児郡御嵩町大久後	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
42	長岡 1	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
43	長岡 2	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
44	栢森	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
45	南山台西 1	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
46	南山台西 2	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
47	工業団地	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
48	送木 1	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
49	送木 2	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
50	送木 3	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
51	送木 4	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
52	送木 5	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
53	南山	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
54	大庭台 1	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
55	大庭台 2	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
56	古屋敷南 1	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
57	古屋敷南 2	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
58	古屋敷南 3	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
59	里	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
60	洞	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
61	柿田 3	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
62	松野 1	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
63	松野 2	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒
64	松野 3	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
65	松野 4	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
66	道北	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒

67	小和沢 2	可児郡御嵩町小和沢	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
68	小和沢 3	可児郡御嵩町小和沢	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
69	大久後 4	可児郡御嵩町大久後	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
70	大久後 5	可児郡御嵩町大久後	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
71	上之郷	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
72	伏見 1	可児郡御嵩町伏見	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
73	伏見 2	可児郡御嵩町伏見	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
74	伏見 3	可児郡御嵩町伏見	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
75	比衣 1	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
76	比衣 2	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
77	比衣 3	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
78	比衣 4	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
79	比衣 5	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
80	比衣 6	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
81	中 1	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
82	中 2	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
83	中 3	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
84	中 4	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
85	中 5	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
86	中 6	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
87	古屋敷 4	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
88	古屋敷 5	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
89	古屋敷 6	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
90	古屋敷 7	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
91	古屋敷 8	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
92	御嵩 1	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
93	御嵩 2	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
94	御嵩 3	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
95	御嵩 4	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
96	御嵩 5	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
97	御嵩 6	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
98	御嵩 7	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
99	御嵩 8	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
100	御嵩 9	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
101	御嵩 10	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
102	井尻 4	可児郡御嵩町井尻	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
103	小原 8	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
104	前沢 1	可児郡御嵩町前沢	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
105	謡坂 1	可児郡御嵩町謡坂	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒

106	宿 1	可児郡御嵩町宿	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
107	美佐野 2	可児郡御嵩町美佐野	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
108	次月 1	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
109	次月 2	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
110	津橋 4	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
111	津橋 5	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
112	津橋 6	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
113	古屋敷 9	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
114	岩仙寺洞	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒・特別警戒
115	正願寺洞北	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒・特別警戒
116	正願寺洞中	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒・特別警戒
117	天ヶ峰	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒
118	番上洞	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒・特別警戒
119	南舳五山	可児郡御嵩町宿	土石流	警戒・特別警戒
120	不動洞川	可児郡御嵩町美佐野	土石流	警戒・特別警戒
121	正ヶ洞口	可児郡御嵩町美佐野	土石流	警戒・特別警戒
122	押山	可児郡御嵩町美佐野	土石流	警戒・特別警戒
123	正ヶ洞西	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
124	正ヶ洞南	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
125	正ヶ洞東	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
126	正ヶ高根	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
127	真名ヶ洞	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
128	井之平	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒
129	烏帽子岩	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
130	東川尻	可児郡御嵩町津橋	土石流	警戒・特別警戒
131	東山	可児郡御嵩町前沢	土石流	警戒・特別警戒
132	桧ヶ洞	可児郡御嵩町小原	土石流	警戒・特別警戒
133	ヲシヤ洞	可児郡御嵩町小原	土石流	警戒・特別警戒
134	樋ヶ洞	可児郡御嵩町小原	土石流	警戒・特別警戒
135	谷（大西）	可児郡御嵩町上之郷	土石流	警戒・特別警戒
136	谷（下西ヶ平）	可児郡御嵩町上之郷	土石流	警戒・特別警戒
137	綱木(牛巻)	可児郡御嵩町上之郷	土石流	警戒・特別警戒
138	綱木（貝之洞）	可児郡御嵩町上之郷	土石流	警戒・特別警戒
139	小和沢東	可児郡御嵩町小和沢	土石流	警戒
140	小和沢西	可児郡御嵩町小和沢	土石流	警戒・特別警戒
141	水落	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒
142	釜坂	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒・特別警戒
143	地藏根南	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒・特別警戒
144	地藏根東	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒・特別警戒

<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>67</u>	岩仙寺洞	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒・特別警戒
<u>68</u>	正願寺洞北	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒・特別警戒
<u>69</u>	正願寺洞中	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒・特別警戒
<u>70</u>	天ヶ峰	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒
<u>71</u>	番上洞	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒・特別警戒
<u>72</u>	南舩五山	可児郡御嵩町宿	土石流	警戒・特別警戒
<u>73</u>	不動洞川	可児郡御嵩町美佐野	土石流	警戒・特別警戒
<u>74</u>	正ヶ洞口	可児郡御嵩町美佐野	土石流	警戒・特別警戒
<u>75</u>	押山	可児郡御嵩町美佐野	土石流	警戒・特別警戒
<u>76</u>	正ヶ洞西	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
<u>77</u>	正ヶ洞南	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
<u>78</u>	正ヶ洞東	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
<u>79</u>	正ヶ高根	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
<u>80</u>	真名ヶ洞	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
<u>81</u>	井之平	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒
<u>82</u>	烏帽子岩	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
<u>83</u>	東川尻	可児郡御嵩町津橋	土石流	警戒・特別警戒
<u>84</u>	東山	可児郡御嵩町前沢	土石流	警戒・特別警戒
<u>85</u>	桧ヶ洞	可児郡御嵩町小原	土石流	警戒・特別警戒
<u>86</u>	ヲシヤ洞	可児郡御嵩町小原	土石流	警戒・特別警戒
<u>87</u>	樋ヶ洞	可児郡御嵩町小原	土石流	警戒・特別警戒
<u>88</u>	谷（大西）	可児郡御嵩町上之郷	土石流	警戒・特別警戒
<u>89</u>	谷（下西ヶ平）	可児郡御嵩町上之郷	土石流	警戒・特別警戒
<u>90</u>	綱木(牛巻)	可児郡御嵩町上之郷	土石流	警戒・特別警戒
<u>91</u>	綱木（貝之洞）	可児郡御嵩町上之郷	土石流	警戒・特別警戒
<u>92</u>	小和沢東	可児郡御嵩町小和沢	土石流	警戒
<u>93</u>	小和沢西	可児郡御嵩町小和沢	土石流	警戒・特別警戒
<u>94</u>	水落	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒
<u>95</u>	釜坂	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒・特別警戒
<u>96</u>	地藏根南	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒・特別警戒
<u>97</u>	地藏根東	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒・特別警戒

145	地藏根西	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒・特別警戒
146	長岡上	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
147	長岡中	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
148	長岡下	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒
149	長岡裏東	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
150	長岡裏中	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
151	長岡裏西	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
152	板良洞	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
153	北山	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
154	御嵩南山	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
155	平芝山	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
156	御嵩東洞	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
157	神ノ木	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
158	禅堂平東	可児郡御嵩町中	土石流	警戒
159	禅堂平中	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
160	禅堂平西	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
161	中南山	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
162	北山東	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
163	北山中	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
164	真名田洞	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
165	中大洞	可児郡御嵩町中	土石流	警戒
166	古屋敷東洞	可児郡御嵩町古屋敷	土石流	警戒・特別警戒
167	二本木	可児郡御嵩町古屋敷	土石流	警戒
168	比衣大洞	可児郡御嵩町比衣	土石流	警戒・特別警戒
169	庵ヶ洞	可児郡御嵩町伏見	土石流	警戒
170	北洞	可児郡御嵩町古屋敷	土石流	警戒
171	道北 1 沢	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
172	宿	可児郡御嵩町宿	土石流	警戒・特別警戒
173	小和沢	可児郡御嵩町小和沢	土石流	警戒・特別警戒
174	伏見	可児郡御嵩町伏見	土石流	警戒・特別警戒
175	顔戸	可児郡御嵩町顔戸	土石流	警戒・特別警戒
176	顔戸 2	可児郡御嵩町顔戸	土石流	警戒・特別警戒
177	顔戸 3	可児郡御嵩町顔戸	土石流	警戒・特別警戒
178	中 7	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
179	古屋敷 9	可児郡御嵩町古屋敷	土石流	警戒・特別警戒
180	古屋敷 10	可児郡御嵩町古屋敷	土石流	警戒・特別警戒
181	御嵩 11	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
182	御嵩 12	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
183	御嵩 13	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒

<u>184</u>	<u>井尻 5</u>	<u>可児郡御嵩町井尻</u>	<u>土石流</u>	<u>警戒・特別警戒</u>
<u>185</u>	<u>井尻 6</u>	<u>可児郡御嵩町井尻</u>	<u>土石流</u>	<u>警戒・特別警戒</u>
<u>186</u>	<u>小原 9</u>	<u>可児郡御嵩町小原</u>	<u>土石流</u>	<u>警戒・特別警戒</u>
<u>187</u>	<u>小原 10</u>	<u>可児郡御嵩町小原</u>	<u>土石流</u>	<u>警戒・特別警戒</u>
<u>188</u>	<u>小原 11</u>	<u>可児郡御嵩町小原</u>	<u>土石流</u>	<u>警戒・特別警戒</u>
<u>189</u>	<u>津橋 7</u>	<u>可児郡御嵩町津橋</u>	<u>土石流</u>	<u>警戒・特別警戒</u>
<u>190</u>	<u>津橋 8</u>	<u>可児郡御嵩町津橋</u>	<u>土石流</u>	<u>警戒・特別警戒</u>
<u>191</u>	<u>津橋 9</u>	<u>可児郡御嵩町津橋</u>	<u>土石流</u>	<u>警戒・特別警戒</u>
<u>192</u>	<u>久々利 4</u>	<u>可児郡御嵩町古屋敷</u>	<u>土石流</u>	<u>警戒</u>
<u>193</u>	<u>愚溪</u>	<u>可児郡御嵩町中</u>	<u>地すべり</u>	<u>警戒</u>
<u>194</u>	<u>謡坂</u>	<u>可児郡御嵩町謡坂</u>	<u>地すべり</u>	<u>警戒</u>
<u>195</u>	<u>雨乞山</u>	<u>可児郡御嵩町大久後</u>	<u>地すべり</u>	<u>警戒</u>

<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>

p 4 5

第2章 第3節 第2項 農地・林地・土地災害防災計画

2 農地防災計画 (2) 別表2

新

旧

農業用ため池状況

(令和4年4月1日現在)

名称	所在地（代表地番）	所有者の名称（堤）	堤高 (m)	天端幅 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (m3)	防災重点 ため池	特定農業 用ため池
次月ため池	御嵩町次月烏帽子岩3421	自然人	7.20	2.00	45.00	12,000	○	○
田之頭ため池	御嵩町津橋田之頭3887	官有地	6.60	3.40	30.60	1,800	○	
前沢ダム	御嵩町前沢東山8078-3	官有地	38.00	8.00	171.00	2,025,000	○	
前沢ため池	御嵩町前沢東山8076	官有地	10.60	4.20	63.50	46,000	○	
順田ため池	御嵩町小原順田5603	官有地	2.30	3.60	56.70	8,900	○	
菅之洞ため池	御嵩町福坂菅之洞4910	官有地	8.20	3.45	20.00	3,300	○	
池之田ため池	御嵩町福坂字池之田4959の2	自然人	5.60	2.80	56.00	1,200	○	○
大西池	御嵩町上之郷大西6934	官有地	7.10	2.00	30.00	920	○	
西之洞畑池	御嵩町小原西之洞畑6294-1	御嵩町	4.10	1.00	32.00	1,400	○	
井尻ため池	御嵩町上之郷寺尾7074	御嵩町	13.40	4.00	61.84	26,200	○	
赤坂池	御嵩町井尻赤坂520-2	御嵩町	8.10	2.00	25.00	520	○	
岩仙寺池	御嵩町中切岩仙寺洞1288-7	御嵩町	2.70	1.60	38.00	750	○	
正願寺ため池	御嵩町中切正願寺洞1219	自然人	7.70	3.00	56.90	2,400	○	○
横枕ため池	御嵩町美佐野横枕3026	御嵩町	5.40	3.40	58.70	3,700	○	
正ヶ洞	御嵩町美佐野生ヶ洞口3184	官有地	2.00	1.00	29.00	920	○	
多伊羅ため池	御嵩町美佐野多伊羅2511-35	法人	6.80	2.00	100.00	7,500	○	○
大洞山ため池	御嵩町宿大洞山2425	法人	16.50	2.00	84.00	72,550	○	○
大洞防災ダム	御嵩町中切字天王洞1714	官有地	16.80	2.00	88.60	43,050	○	
和智洞池	御嵩町井尻和智洞206	官有地	3.20	1.40	38.00	500	○	
坂良炭焼ため池	御嵩町御嵩北山2874	官有地	6.20	2.60	30.50	8,200	○	
谷山防災ため池	御嵩町御嵩谷山1065	建設省	20.60	1.85	58.70	267,700	○	
東米山ため池	御嵩町御嵩東米山2674	官有地	7.00	3.00	43.00	9,620	○	
西米山池	御嵩町御嵩町西米山2667	官有地	2.30	1.80	29.00	3,000	○	
平芝池	御嵩町御嵩平芝2155	官有地	4.80	1.60	65.00	5,750	○	
永林寺池	御嵩町御嵩平芝2014	国	1.70	3.00	106.50	750	○	
秋葉ため池	御嵩町中南山2777-2	御嵩町	8.90	3.80	75.00	15,000	○	
南山ため池	御嵩町中南山2773	御嵩町	6.60	3.30	105.40	13,000	○	
東洞ため池	御嵩町古屋敷東洞71	官有地	7.15	3.50	17.00	30,000	○	
会所洞池	御嵩町古屋敷会所450	御嵩町	2.50	3.10	96.70	1,000	○	
栢ノ木池	御嵩町古屋敷栢ノ木651	官有地	3.50	2.00	36.00	630	○	
西門前ため池	御嵩町中西門前2641	官有地	6.20	3.40	52.00	2,000	○	
真名田防災ため池	御嵩町中真名田洞1710	建設省	17.00	4.00	98.20	284,600	○	
眞洞ため池	御嵩町中真名田洞1651	官有地	4.10	3.40	124.00	11,200	○	
願浮ため池	御嵩町中北山中2750-2	御嵩町	11.60	4.10	36.50	7,200	○	
長瀬洞ため池	御嵩町中長瀬洞1456	御嵩町	9.15	3.90	38.00	1,100	○	
大洞池	御嵩町中大洞1439	官有地	2.70	1.60	24.00	300	○	
撫尾ため池	御嵩町中宇撫尾2746-2	御嵩町	11.30	3.80	94.00	17,500	○	
撫尾新ため池	御嵩町中撫尾2747-3	官有地	11.90	4.40	37.30	6,000	○	
御手洗池	御嵩町御嵩町額戸洞1135	官有地	4.60	2.00	84.00	1,100	○	
登立池	御嵩町額戸登立1174	国	6.10	2.50	33.00	700	○	
味噌洞池	御嵩町比衣坂本116	国	3.10	2.00	64.00	670	○	
樫ノ木ため池	御嵩町比衣坂本166	御嵩町	5.50	3.00	116.00	7,000	○	
打越ため池	御嵩町比衣打越1207	御嵩町	5.00	3.30	38.80	2,500	○	
大洞ため池	御嵩町比衣大洞1097-9	御嵩町	8.80	1.50	124.00	14,000	○	
比衣防災ため池	御嵩町比衣杉ヶ洞1061	建設省・内務省	11.60	4.20	99.00	77,000	○	
比衣第2ため池	御嵩町比衣杉ヶ洞1055-1	御嵩町	4.00	3.50	77.00	2,500	○	
堤上ため池	御嵩町伏見堤上1660-1	御嵩町	0.90	3.50	15.00	5,200	○	
鞍骨ため池	御嵩町伏見鞍骨1681-1	御嵩町	7.50	3.00	22.00	3,000	○	
山田ため池	御嵩町伏見笹尾1582-1	御嵩町	7.40	3.00	90.00	16,000	○	
余内ため池	御嵩町伏見信賢1846	御嵩町	4.70	3.20	110.00	9,500	○	
赤羽根ため池	御嵩町大久後字赤羽根7976-2	自然人	4.00	2.00	28.00	8,000	○	○
西門前第2池	御嵩町中西門前2642	国	4.10	2.20	30.00	120	○	
榎堂平ため池	御嵩町中榎堂平2638-4	国	2.20	2.20	27.90	1,000		

※防災重点ため池とは、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池として、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき岐阜県が指定したものの。

※特定農業用ため池とは、農業用ため池のうち、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき岐阜県が指定したものの。

老朽 ため池状況

(平成25年4月1日現在)

ため池名	所在地	受益 面積 ha	堤高 m	貯水量 千m ³	危険箇所					危険 判定	診断 区分	被害想定 人命・公 共施設	備 考
					余水 吐	堤体	樋管	放流 機能	堆砂				
次月池	御嵩町次月烏帽子岩 3421	5.0	8.0	12.0	○	○	○			2	要請	—	
前沢ため池	御嵩町前沢東山 8076	5.0	10.6	46.0		○				1	定期	—	
大西池	御嵩町上之郷大西 6934	1.0	7.1	2.3	○	○	○			2	要請	○	
蜂ヶ洞池	御嵩町井尻蜂ヶ洞 431	15.0	6.6	7.1	○	○	○	○		1	要請	○	
真多羅池	御嵩町美佐野真多羅 2651	6.0	7.5	27.0		○	○			2	要請	—	
番上洞池	御嵩町中切番上洞 1632	10.0	2.1	1.0	○		○			1	要請	○	
和智洞池	御嵩町井尻和智洞 206	1.0	3.2	0.5	○	○	○	○	○	1	要請	○	●
長岡第1池	御嵩町御嵩長岡 220	15.0	5.4	1.5	○	○	○			1	要請	○	
長岡第2池	御嵩町御嵩字長岡 224	3.0	4.2	0.8	○	○	○			1	要請	—	
東米山	御嵩町御嵩東米山 2674	8.0	7.0	9.6	○	○	○	○	○	1	要請	○	
西米山池	御嵩町御嵩西米山 2667	12.0	2.3	3.0	○	○	○			1	要請	—	
撫尾新池	御嵩町中撫尾 2747・3	10.0	9.8	6.0	○	○				2	要請	○	●
御手洗池	御嵩町顔戸洞 1135	3.0	4.6	1.1	○	○	○			1	要請	○	●
登立池	御嵩町顔戸字登立 1174	6.0	6.1	0.7	○	○	○			1	要請	○	●
比衣防災ため池	御嵩町比衣杉ヶ洞 1061	18.0	10.6	76.8	○	○	○	○		1	定期	○	●

危険度 1 : 直ちに改修の要あり

危険度 2 : 改修の要あり

● : 改修事業実施地区

p 4 6

第2章 第3節 第2項 農地・林地・土地災害防災計画
2 農地防災計画 (2) 別表3、別表4

新

別表3

山 地 に 起 因 す る 災 害 危 険 地 区 数

(令和3年10月1日)

	危険度A		危険度B		危険度C		計		人家戸数		公共建物		道 路	
	山腹	崩壊	山腹	崩壊	山腹	崩壊	山腹	崩壊	山腹	崩壊	山腹	崩壊	山腹	崩壊
	崩壊	土砂	崩壊	土砂	崩壊	土砂	崩壊	土砂	崩壊	土砂	崩壊	土砂	崩壊	土砂
箇 所 数 等	4	6	10	10	9	15	23	31	185	337	3	2	21	28
計	10		20		24		54		522		5		49	

(注) 山腹崩壊：山腹崩壊危険地区 崩壊土砂：崩壊土砂流出危険地区

別表4

保 安 林 種 類 別 面 積

(令和3年3月31日)

市 町 村	総 数			水源かん養保安林			土砂流出防備保安林			土砂崩壊防備保安林		
	総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民
御 嵩 町	(51) 731	7	(51) 724	399	—	399	319	7	312	9	—	9

干害防備保安林			なだれ防止保安林			落石防止保安林			保健保安林			風致保安林		
総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民
—	—	—	—	—	—	—	—	—	(51) 4	—	(51) 4	—	—	—

- (注) 1 国は林野庁所管保安林、民は林野庁所管以外の保安林である。
2 上段（ ）は兼種保安林で外数である。
3 岐阜県森林・林業統計書による。

旧

別表 3

山 地 に 起 因 す る 災 害 危 険 地 区 数

(平成 25 年 4 月 1 日)

	危険度 A		危険度 B		危険度 C		計		人家戸数		公共建物		道 路	
	山腹	崩壊	山腹	崩壊	山腹	崩壊	山腹	崩壊	山腹	崩壊	山腹	崩壊	山腹	崩壊
	崩壊	土砂	崩壊	土砂	崩壊	土砂	崩壊	土砂	崩壊	土砂	崩壊	土砂	崩壊	土砂
箇 所 数 等	5	5	5	5	10	8	20	18	338	219	11	3	17	13
計	10		10		18		38		557		14		30	

(注) 山腹崩壊：山腹崩壊危険地区 崩壊土砂：崩壊土砂流出危険地区

別表 4

保 安 林 種 類 別 面 積

(平成 24 年 3 月 31 日)

市 町 村	総 数			水源かん養保安林			土砂流出防備保安林			土砂崩壊防備保安林		
	総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民
御 嵩 町	(51) 694	7	(51) 687	398	—	398	283	7	276	9	—	9

干害防備保安林			なだれ防止保安林			落石防止保安林			保健保安林			風致保安林		
総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民
—	—	—	—	—	—	—	—	—	(51) 4	—	(51) 4	—	—	—

(注) 1 国は林野庁所管保安林、民は林野庁所管以外の保安林である。

2 上段 () は兼種保安林で外数である。

3 岐阜県森林・林業統計書による。

p 6 1

第2章 第5節 第4項 渇水等予防計画

5 給水資機材の確保等の表

新

給水用資機材等

令和4年4月1日現在

種別	資機材名	規格・規模	数量	単位	備蓄場所	備考
車両	トラック	1t、軽トラ、軽トラック	3	台	本庁舎 車庫	
給水容器	車載式 給水タンク	1,000 リットル	3	基	長谷P場内 資材倉庫	SUS
給水容器	加圧ポンプ付 給水タンク	500 リットル	3	基	長谷P場内 資材倉庫	FRP
給水容器	給水タンク	20 リットル	177	個	長谷P場内 資材倉庫	ポリ容器
機材	発電機（可搬式）	単相 100V/200V 5.5kVA	2	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	発電機（可搬式）	単相 100V 1.6kVA	2	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	給水用 水中ポンプ	280ℓ/分・3.3m 100V	4	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	給水用 水中ポンプ	190ℓ/分・2.6m 100V	2	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	投光器	100V 500W	3	台	長谷P場内 資材倉庫	
給水栓	仮設給水栓	Φ13	9	基	長谷P場内 資材倉庫	SUS 各4口
給水容器	組立式給水タンク	1,000 リットル	1	基	長谷P場内 資材倉庫	

旧

給水用資機材等

平成 25 年 3 月 31 日現在

種別	資機材名	規格・規模	数量	単位	備蓄場所	備考
車両	トラック	1t、軽トラ、軽トラック	3	台	本庁舎 車庫	
給水容器	車載式 給水タンク	1,000 リットル	3	基	長谷 P 場内 資材倉庫	S U S
給水容器	加圧ポンプ付 給水タンク	500 リットル	1	基	長谷 P 場内 資材倉庫	F R P
給水容器	給水タンク	20 リットル	177	個	長谷 P 場内 資材倉庫	ポリ容器
機材	発電機（可搬式）	単相 100V/200V 5.5kVA	2	台	長谷 P 場内 資材倉庫	
機材	発電機（可搬式）	単相 100V 1.6kVA	2	台	長谷 P 場内 資材倉庫	
機材	給水用 水中ポンプ	280ℓ/分・3.3m 100V	4	台	長谷 P 場内 資材倉庫	
機材	給水用 水中ポンプ	190ℓ/分・2.6m 100V	2	台	長谷 P 場内 資材倉庫	
機材	投光器	100V 500W	3	台	長谷 P 場内 資材倉庫	
給水栓	仮設給水栓	Φ13	9	基	長谷 P 場内 資材倉庫	S U S 各 4 口
_____	_____	_____	—	—	_____	

p 7 1

第2章 第7節 第2項 災害危険地域の予防対策

7 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策

新

土 砂 災 害 警 戒 区 域 内 要 配 慮 者 施 設

危険個所の 名称	施設名	所在	電話	区分	危険個所の範囲
長岡裏西	あんしんみたけ	御嵩 358-1	68-0515	土砂災害警戒区域（土石流）	デイサービスセンター
井尻 3	さわやか長楽荘	井尻 65-1	67-8321	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地） 土砂災害警戒区域（急傾斜地）	養護老人ホーム デイサービスセンター グループホーム
長岡 1	さわやかナーシ ングみたけ	井尻 65-1	67-8325	土砂災害警戒区域（急傾斜地）	特別養護老人ホーム
北切 3	上之郷医院	中切 1415-5	67-6077	土砂災害警戒区域（急傾斜地）	病院
長岡裏東 長岡裏中 長岡上 長岡中 長岡下	御嵩クリニック	御嵩 62	67-5757	土砂災害警戒区域（土石流）	病院
中大洞 神ノ木	デイサービスセ ンターはなたま	中 1431-1	67-3939	土砂災害警戒区域（土石流）	デイサービスセンター
南舩五山	上之郷小学校	宿 2002	67-2322	土砂災害警戒区域（土石流）	校舎・体育館・グラウンド
天ヶ峰	上之郷中学校	中切 1785	67-0431	土砂災害警戒区域（土石流）	校舎
岩仙寺洞 正願寺洞北 正願寺洞中	上之郷保育園	中切 1359-2	67-2322	土砂災害警戒区域（土石流）	校舎

旧

土 砂 災 害 警 戒 区 域 内 公 共 施 設

危険個所の名称	施設名	所在	電話	区分	危険個所の範囲
南舩五山	上之郷小学校	宿 2002	67-2322	土砂災害警戒区域（土石流）	校舎・体育館・グラウンド
天ヶ峰	上之郷中学校	中切 1785	67-0431	土砂災害警戒区域（土石流）	校舎
岩仙寺洞 正願寺洞北 正願寺洞中	上之郷保育園	中切 1359-2	67-2322	土砂災害警戒区域（土石流）	校舎

土 砂 災 害 警 戒 区 域 内 要 配 慮 者 関 連 施 設

危険個所の名称	施設名	所在	電話	区分	危険個所の範囲
長岡裏西	あんしんみたけ	御嵩 358-1	68-0515	土砂災害警戒区域（土石流）	デイサービスセンター
井尻 3	さわやか長楽荘	井尻 65-1	67-8321	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地） 土砂災害警戒区域（急傾斜地）	養護老人ホーム デイサービスセンター グループホーム
長岡 1	さわやかナーシングみたけ	井尻 65-1	67-8325	土砂災害警戒区域（急傾斜地）	特別養護老人ホーム
北切 3	上之郷医院	中切 1415-5	67-6077	土砂災害警戒区域（急傾斜地）	病院
長岡裏東 長岡裏中 長岡上 長岡中 長岡下	御嵩クリニック	御嵩 62	67-5757	土砂災害警戒区域（土石流）	病院
中大洞 神ノ木	デイサービスセンターはなたま	中 1431-1	67-3939	土砂災害警戒区域（土石流）	デイサービスセンター

p 77

第2章 第7節 第3項 自主防災組織の育成と強化

2 住民の自主防災組織の育成指導

(1) 自主防災組織の育成指導

別表 (1) 消防クラブ

新

名 称		結 成 年 月 日
御嵩町女性防火クラブ	_____	昭和 51 年 4 月 1 日
上之郷保育園幼年消防クラブ	_____	昭和 58 年 4 月 1 日
御嵩保育園幼年消防クラブ	_____	〃
中保育園幼年消防クラブ	_____	〃
伏見保育園幼年消防クラブ	_____	〃
みたけ幼稚園幼年消防クラブ	_____	昭和 59 年 5 月 9 日

旧

名 称	人 員	結 成 年 月 日
御嵩町女性防火クラブ	<u>101</u> 名	昭和 51 年 4 月 1 日
上之郷保育園幼年消防クラブ	<u>34</u> 名	昭和 58 年 4 月 1 日
御嵩保育園幼年消防クラブ	<u>119</u> 名	〃
中保育園幼年消防クラブ	<u>113</u> 名	〃
伏見保育園幼年消防クラブ	<u>107</u> 名	〃
みたけ幼稚園幼年消防クラブ	<u>147</u> 名	昭和 59 年 5 月 9 日

p 8 2

第2章 第8節

7 防災資機材の確保

(1) 防災資機材の充実強化

イ 町における備蓄資器材の現況

新

御 嵩 町 防 災 資 機 材 ・ 備 蓄 品 状 況

(令和4年4月現在)

	資 機 材 名	本 庁	長 岡	伏 見	中	御 嵩	上之郷	防災コミュニ ティセンター	B&G 海洋 センター	計
1	油圧ジャッキ			2	2	2	2	2		10
2	発動発電機	4	—	2	2	2	2	1		13
3	投光器	6	5	4	4	4	4			27
4	投光器用三脚	3	1	2	2	2	2			12
5	コードリール	3	1	2	2	2	3	4		17
6	延長コード			2	2	2	3			9
7	チェンソー		1	2	2	2	2	2		11
8	発動発電機用エンジン オイル（1 L）							1		1
9	ガス供給用ボックス							1		1
10	ガソリン（1 L）							12		12
11	燃料携行缶（5 L）	1		1						2
12	燃料携行缶（10 L）	1			1	1	1			4
13	燃料携行缶（20 L）			1	1	1	1			4
14	燃料缶詰（1 L 缶）			32	32	32	32			128
15	トランジスターメガホン	1		2	2	2	2	2		11
16	懐中電灯	23		15	15	15	15			83
17	懐中電灯（ラジオ付）	3								3
18	懐中電灯（LED）	20								20
19	乾電池（単1）			20	20	20	20			80

旧

御嵩町防災資機材・備蓄品状況

(平成25年4月現在)

	資 機 材 名	本 庁	長 岡	伏 見	中	御 嵩	上之郷	_____	_____	計
1	油圧ジャッキ			2	2	2	2	—		8
2	発動発電機	4	3	2	2	2	2	—		15
3	投光器	6	5	4	4	4	4			27
4	投光器用三脚	3	1	2	2	2	2			12
5	コードリール	3	1	2	2	2	3	—		13
6	延長コード			2	2	2	2			8
7	チェンソー		1	2	2	2	2	—		9
—	_____							—		—
—	_____							—		—
—	_____							—		—
8	燃料携行缶(5 L)	1		1						2
9	燃料携行缶(10 L)	1			1	1	1			4
10	燃料携行缶(20 L)			1	1	1	1			4
11	燃料缶詰 (1 L 缶)			32	32	32	32			128
12	トランジスターメガホン	1		2	2	2	2	—		9
13	懐中電灯	23		15	15	15	15			83
14	懐中電灯 (ラジオ付)	3								3
15	懐中電灯 (LED)	20								20
16	乾電池 (単1)			40	40	40	40			160

<u>20</u>	乾電池（単２）	20		20	20	20	20			<u>100</u>
<u>21</u>	折りたたみ式リヤカー			1	1	1	1	<u>2</u>		<u>6</u>
<u>22</u>	パール(900mm)			4	4	4	4	<u>5</u>		<u>21</u>
<u>23</u>	パール(1800mm)			5	5	5	5	<u>5</u>		<u>25</u>
<u>24</u>	折込のこぎり			7	7	7	7	<u>10</u>		<u>38</u>
<u>25</u>	万能オノ	3		5	5	5	5	<u>5</u>		<u>28</u>
<u>26</u>	掛け矢	3		5	5	5	5	<u>5</u>		<u>28</u>
<u>27</u>	番線カッター			2	2	2	2	<u>5</u>		<u>13</u>
<u>28</u>	<u>両口ハンマー</u>							<u>3</u>		<u>3</u>
<u>29</u>	<u>ボルトグリップ</u>							<u>5</u>		<u>5</u>
<u>30</u>	大ハンマー			5	5	5	5	<u>5</u>		<u>25</u>
<u>31</u>	<u>ソルハン</u>	3	19	5	5	5	5			42
<u>32</u>	剣スコップ	11	84	10	10	10	10	<u>20</u>		<u>155</u>
<u>33</u>	携帯用コンクリート破壊器具			1	1	1	1	<u>1</u>		<u>5</u>
<u>34</u>	トラロープ(100m)	1		6	6	6	5	<u>2</u>		<u>26</u>
<u>35</u>	二つ折り担架		<u>2</u>	3	3	3	3			<u>14</u>
<u>36</u>	パック式毛布			<u>38</u>	<u>70</u>	80	86	<u>40</u>		<u>314</u>
<u>37</u>	<u>アルミブランケット</u>			<u>240</u>	<u>280</u>	<u>240</u>	<u>240</u>			<u>1000</u>
<u>38</u>	下水道直結型トイレ		4							4
<u>39</u>	トイレ凝固衛生袋セット		<u>9</u>							<u>9</u>
<u>40</u>	マルチハウステント		<u>13</u>							<u>13</u>
<u>41</u>	緊急簡易組立式トイレ			35	35	35	35			140
<u>42</u>	簡易トイレセット		15							15
<u>43</u>	トイレ用パーソナルテント		<u>9</u>	5	5	5	5			<u>29</u>
<u>44</u>	ボックストイレ用処理セット			225	225	225	225			900
<u>45</u>	炊き出し用かまどセット			2	2	2	2			8
<u>46</u>	<u>寸胴鍋</u>							<u>4</u>		<u>4</u>
<u>47</u>	<u>木炭（9kg）</u>							<u>1</u>		<u>1</u>
<u>48</u>	救急箱（50人用）		2	1	1	1	1	<u>4</u>		<u>10</u>

<u>17</u>	乾電池（単２）	20		20	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>40</u>			<u>160</u>
<u>18</u>	折りたたみ式リヤカー			1	1	1	1	—		<u>4</u>
<u>19</u>	パール(900mm)			4	4	4	4	—		<u>16</u>
<u>20</u>	パール(1800mm)			5	5	5	5	—		<u>20</u>
<u>21</u>	折込のこぎり			7	7	7	7	—		<u>28</u>
<u>22</u>	万能オノ	3		5	5	5	5	—		<u>23</u>
<u>23</u>	掛け矢	3		5	5	5	5			<u>23</u>
<u>24</u>	番線カッター			2	2	2	2			<u>8</u>
—										—
—										—
<u>25</u>	大ハンマー			5	5	5	5			<u>20</u>
<u>26</u>	パチツル	3	19	5	5	5	5			<u>42</u>
<u>27</u>	剣スコップ	11	84	10	10	10	10			<u>135</u>
<u>28</u>	携帯用コンクリート破壊器具			1	1	1	1			<u>4</u>
<u>29</u>	トラロープ(100m)	1		6	6	6	5			<u>24</u>
<u>30</u>	二つ折り担架		4	3	3	3	3			<u>16</u>
<u>31</u>	パック式毛布			60	79	80	86			<u>305</u>
—										—
<u>32</u>	下水道直結型トイレ		4							<u>4</u>
<u>33</u>	トイレ凝固衛生袋セット		4							<u>4</u>
<u>34</u>	マルチハウステント		4							<u>4</u>
<u>35</u>	緊急簡易組立式トイレ			35	35	35	35			<u>140</u>
<u>36</u>	簡易トイレセット		15							<u>15</u>
<u>37</u>	トイレ用パーソナルテント		10	5	5	5	5			<u>30</u>
<u>38</u>	ボックストイレ用処理セット			225	225	225	225			<u>900</u>
<u>39</u>	炊き出し用かまどセット			2	2	2	2			<u>8</u>
—										—
—										—
<u>40</u>	救急箱（５０人用）		2	1	1	1	1			<u>6</u>

<u>49</u>	土嚢袋	500		800	800	800	800			3700
<u>50</u>	水土嚢		200							200
<u>51</u>	ブルーシート 5.4*3.6		60	5	5	5	5			80
<u>52</u>	粉末消火器（10型）			5	5	5	5			20
<u>53</u>	軍手（ダース）	10		5	5	5	5			30
<u>54</u>	アルファ米	<u>327</u>		<u>400</u>	<u>400</u>	<u>350</u>	<u>400</u>			<u>1877</u>
<u>55</u>	サバイバルフーズ			<u>180</u>	240	<u>180</u>	<u>180</u>			<u>780</u>
<u>56</u>	ハイゼックス炊飯袋		<u>7500</u>							<u>7500</u>
<u>57</u>	飲料水 500ml _____	<u>2016</u>								<u>2016</u>
<u>58</u>	飲料水 1.5ℓ	<u>90</u>								<u>90</u>
<u>59</u>	車載用飲料水タンク （2 t）				1					<u>1</u>
<u>60</u>	ビスケット（ビスコ）			120	120	120	120		<u>120</u>	<u>600</u>
<u>61</u>	一輪車	<u>1</u>	1							<u>2</u>
<u>62</u>	台車（イージーキャリー）			4						<u>4</u>
<u>63</u>	大人用紙おむつ（M） パ°ソツ式		960							<u>960</u>
<u>64</u>	大人用紙おむつ（L）パ° ソツ式		936							<u>936</u>
<u>65</u>	幼児用紙おむつ（S）テ ープ°式		2352							<u>2352</u>
<u>66</u>	幼児用紙おむつ（M） テープ°式		2048							<u>2048</u>
<u>67</u>	幼児用紙おむつ（L）パ° ソツ式		1760							<u>1760</u>
<u>68</u>	おしりふき		2160							<u>2160</u>
<u>69</u>	生理用品（昼用ナプキン）		4320							<u>4320</u>
<u>70</u>	非常用飲料水袋（6リ ットル）		900							<u>900</u>

<u>41</u>	土嚢袋	500		800	800	800	800			<u>3700</u>
<u>42</u>	水土嚢		200							<u>200</u>
<u>43</u>	ブルーシート 5.4*3.6		60	5	5	5	5			<u>80</u>
<u>44</u>	粉末消火器（10型）			5	5	5	5			<u>20</u>
<u>45</u>	軍手（ダース）	10		5	5	5	5			<u>30</u>
<u>46</u>	アルファ米			200	300	300	200			<u>1000</u>
<u>47</u>	サバイバルフーズ			60	240	60	60			<u>420</u>
<u>48</u>	ハイゼックス炊飯袋		10000							<u>10000</u>
<u>49</u>	飲料水（ミュー）500 ペット	240								<u>240</u>
<u>50</u>	飲料水（スポーツドリ ンク 1.5 ^{リットル} ）	8								<u>8</u>
<u>51</u>	車載用飲料水タンク （2 t）				1					<u>1</u>
—									—	—
<u>52</u>	一輪車	1	1							<u>2</u>
—										—
<u>53</u>	大人用紙おむつ（M） パッド式		890							<u>890</u>
<u>54</u>	大人用紙おむつ（L）パ ッド式		884							<u>884</u>
<u>55</u>	幼児用紙おむつ（S）テ ープ式		2980							<u>2980</u>
<u>56</u>	幼児用紙おむつ（M） パッド式		3358							<u>3358</u>
<u>57</u>	幼児用紙おむつ（L）パ ッド式		3984							<u>3984</u>
—										—
<u>58</u>	生理用品（昼用ナプキ ン）		3628							<u>3628</u>
<u>59</u>	非常用飲料水袋 （6 リットル）		1000							<u>1000</u>

<u>71</u>	非常用吸水袋（４リットル）		120						<u>120</u>
<u>72</u>	ウォータータンク （８リットル）		60						<u>60</u>
<u>73</u>	テント		7	1	1	1	1	2	<u>13</u>
<u>74</u>	グラインダ		1						<u>1</u>
<u>75</u>	杭用丸太		36						<u>36</u>
<u>76</u>	避難所用パーテーション 4.4 m ² (H=1.0 m)		60						<u>60</u>
<u>77</u>	折りたたみ式アルミマ ット 1.0*1.8*0.008		120						<u>120</u>
<u>78</u>	アルミヒートブランケ ット 132*213		500						<u>500</u>
<u>79</u>	バルーン投光器（４０ ０w）	<u>4</u>							<u>4</u>
<u>80</u>	避難所用プライベート テント		16						<u>16</u>
<u>81</u>	発動発電機 （カセットコンロ式）	<u>1</u>							<u>1</u>
<u>82</u>	プロパンガス発電機	<u>3</u>					1		<u>4</u>
<u>83</u>	LEDライト	<u>4</u>							<u>4</u>
<u>84</u>	集会用テント（大）						1		<u>1</u>
<u>85</u>	災害用車イス						2		<u>2</u>
<u>86</u>	ガス炊飯器（5.5 升）						2		<u>2</u>
<u>87</u>	食器セット（100 人用）						3		<u>3</u>
<u>88</u>	草刈機（充電式）						2		<u>2</u>
<u>89</u>	簡易段ボールベッド		20						<u>20</u>
<u>90</u>	段ボール間仕切り		20						<u>20</u>
<u>91</u>	クイックエアベッド （ポンプ内臓） （1900*970*150）		20						<u>20</u>

60	非常用吸水袋（４リットル）		120							120
61	ウォータータンク（８リットル）		60							60
62	テント		7	1	1	1	1			11
63	グラインダ		1							1
64	杭用丸太		36							36
65	避難所用パーテーション ４．４㎡（H＝１．０m）		60							60
66	折りたたみ式アルミマット 1.0*1.8*0.008		120							120
67	アルミヒートブランケット 132*213		500							500
68	バルーン投光器（４０w）	4								4
69	避難所用プライベートテント		16							16
—										
—										
—										
—										
—										
—										
—										
—										
—										
—										
—										

92	災害敷マット（10 枚入り）（70*200*15）			8						8
93	使い捨て哺乳瓶 240 ml		300							300
94	避難者用テント（270*270*170）			10						10
95	避難者用テント（200*340*135）			10						10
96	防災用マルチルーム（210*210*170）			10						10
97	クイックパーティション（270*270*180）			5						5
98	エアーマット（2000*800*50）							50		50
99	防護服（濃厚接触者用）	M	30							30
		L	30							30
		X L	15							15
		M	2							16
		L	2							16
101	ゴーグル（濃厚接触者用）		75							75
102	フェイスガード（濃厚接触者用）		140							140
103	フェイスガード		13		18	11	18	14	22	96
104	シューズカバー（濃厚接触者用）		150							150
105	非接触式体温計		2		3	3	2	2	4	16
106	マスク		8050		50	50	50	50	50	8300
107	ビニール手袋	S			200	200	200	200		800
		M	100		100	100	100			600
		L	100		100	100	100	100		700
108	アルコール消毒液（ℓ）		420		23	20	2	3	24	492
109	詰め替えボトル		10		10	10	9	10	7	56
110	アルコール除菌ウェットティッシュ（枚）		50	8000	200	200	200	200	250	9100

—										
—										
—										
—										
—										
—										
—										
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—							—
		—	—							—
		—	—							—
		—	—							—
		—	—							—
—	—	—	—							—
—	—	—	—							—
—	—	—	—		—	—	—	—	—	—
—	—	—	—							—
—	—	—	—		—	—	—	—	—	—
—	—	—	—		—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—		—	—	—	—		—
		—	—		—	—	—	—		—
—	—	—	—		—	—	—	—	—	—
—	—	—	—		—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

<u>111</u>	<u>冷風扇</u>		<u>2</u>							<u>2</u>
<u>112</u>	<u>コーンバー</u>			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		<u>1</u>	<u>5</u>
<u>113</u>	<u>養生テープ</u>	<u>4</u>		<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>3</u>		<u>4</u>	<u>23</u>
<u>114</u>	<u>ブルーシート</u> <u>(2m*2m)</u>			<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>			<u>8</u>
<u>115</u>	<u>パーティション</u> <u>(2200*2200*1800)</u>	<u>5</u>		<u>22</u>	<u>22</u>	<u>21</u>	<u>25</u>		<u>36</u>	<u>131</u>
<u>116</u>	<u>段ボールベッド</u>	<u>1</u>		<u>29</u>	<u>29</u>	<u>28</u>	<u>29</u>		<u>33</u>	<u>149</u>
<u>117</u>	<u>アルミ敷マット</u>			<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>18</u>		<u>4</u>	<u>34</u>
<u>118</u>	<u>ジョイントマット</u>								<u>16</u>	<u>16</u>
<u>119</u>	<u>座布団</u>	<u>40</u>		<u>40</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>40</u>		<u>40</u>	<u>240</u>
<u>120</u>	<u>ゴミ箱</u>			<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>		<u>2</u>	<u>10</u>
<u>121</u>	<u>ゴミ袋 (大)</u>	<u>11</u>		<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>		<u>10</u>	<u>61</u>
<u>122</u>	<u>ゴミ袋 (小 (黒))</u>			<u>400</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>400</u>		<u>400</u>	<u>2000</u>
<u>123</u>	<u>くつ袋</u>			<u>200</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>200</u>		<u>200</u>	<u>1000</u>
<u>124</u>	<u>台ふき</u>			<u>20</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>20</u>		<u>20</u>	<u>100</u>
<u>125</u>	<u>雑巾</u>			<u>20</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>20</u>		<u>20</u>	<u>100</u>
<u>126</u>	<u>ビニールテープ (赤)</u>	<u>3</u>		<u>3</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>3</u>		<u>3</u>	<u>17</u>
<u>127</u>	<u>「こちらでお待ちくだ</u> <u>さい」 テープ</u>	<u>2</u>		<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>		<u>2</u>	<u>12</u>

—	_____		—							—
—	_____			—	—	—	—		—	—
—	_____	—		—	—	—	—		—	—
—	_____			—	—	—	—			—
—	_____	—		—	—	—	—		—	—
—	_____	—		—	—	—	—		—	—
—	_____			—	—	—	—		—	—
—	_____								—	—
—	_____	—		—	—	—	—		—	—
—	_____			—	—	—	—		—	—
—	_____	—		—	—	—	—		—	—
—	_____			—	—	—	—		—	—
—	_____			—	—	—	—		—	—
—	_____			—	—	—	—		—	—
—	_____			—	—	—	—		—	—
—	_____			—	—	—	—		—	—
—	_____	—		—	—	—	—		—	—
—	_____	—		—	—	—	—		—	—

p 8 5

第2章 第9節

3 通信施設

(1) 御嵩町防災行政無線 ア 同報系

新

同 報 系 固 定 局 施 設	
本 部 施 設 (親 局)	設置場所：御嵩町役場 2 階 防災行政無線室 <u>デジタル波周波数：55.35125MH z 0.01W</u> <u>アナログ波周波数： 55.955MH z 0.05W</u> 中継波周波数 : <u>407.25MH z</u> (移動系) 0.1 W : 55.955MH z (同報系) 0.05W
中 継 施 設 (中継局)	設置場所：御嵩町美佐野 5376 番地 <u>デジタル波周波数：65.55125MH z 10W</u> <u>アナログ波周波数： 69.48MH z 5W</u> 通信波周波数 : <u>268.15625MH z</u> (移動系) 20 W : <u>55.955MH z</u> (同報系) <u>0.05W</u>
受 信 施 設 (子 局)	設置場所：屋外拡声子局 町内 <u>17 局</u> 戸別受信機 全世帯 受信波周波数 : 69.48MH z
防災相互通信用無線 (他市町村、機関との連絡用無線)	
みたけ 110	通信波周波数 : 466.775MH z (移動系) <u>5 W</u> (市町村共通波)
県 の 機 関、消 防 機 関、他 市 町 村 等 と の 防 災 相 互 通 信 用 無 線	
みたけぼうたい	通信波周波数 : 158.35MH z 10W

屋外拡声子局設置場所

1	御嵩町中切 <u>1358—1</u>	上	之	郷	保	育	園
2	御嵩町美佐野 <u>2844—1</u>	美	佐	野	公	民	館
3	御嵩町次月 <u>3351—1</u>	次	月	公	民	館	南
4	御嵩町津橋 <u>4228—3</u>	津	橋	公	民	館	
5	御嵩町小原 <u>5852—2</u>	小	原	公	民	館	
6	御嵩町大久後 <u>7730—4</u>	大	久	後	公	民	館
7	御嵩町御嵩 <u>116—5</u>	長	岡	公	園		
8	御嵩町御嵩 <u>1377—2</u>	願	興	寺	駐	車	場
9	御嵩町御嵩 <u>2192—531</u>	南	山	消	防	グ	ラ
10	御嵩町中 <u>812—75</u>	西	田	中	央	公	園

旧

同 報 系 固 定 局 施 設	
本 部 施 設 (親 局)	設置場所：御嵩町役場 2 階 防災行政無線室 _____ _____ 中継波周波数 : <u>407.250MH z</u> (移動系) 0.1 W : <u>55.955MH z</u> (同報系) 0.05W
中 継 施 設 (中継局)	設置場所：御嵩町美佐野 5376 番地 _____ _____ 通信波周波数 : <u>466.925MH z</u> (移動系) <u>1 W・5 W</u> : <u>69.48MH z</u> (同報系) <u>5 W</u>
受 信 施 設 (子 局)	設置場所：屋外拡声子局 町内 <u>13 局</u> 戸別受信機 全世帯 受信波周波数 : <u>69.48MH z</u>
防災相互通信用無線 (他市町村、機関との連絡用無線)	
みたけ 110	通信波周波数 : <u>466.775MH z</u> (移動系) <u>10W</u> (市町村共通波)
県の機関、消防機関、他市町村等との防災相互通信用無線	
みたけぼうたい	通信波周波数 : <u>158.35MH z</u> 10W

屋 外 拡 声 子 局 設 置 場 所

1	御嵩町中切 <u>1359—2</u>	上 之 郷 保 育 園
2	御嵩町美佐野 <u>2845</u>	美 佐 野 公 民 館
3	御嵩町次月 <u>3348—2</u>	次 月 公 民 館 南
4	御嵩町津橋 <u>4228—10</u>	津 橋 公 民 館
5	御嵩町小原 <u>5851—2</u>	小 原 公 民 館 前
6	御嵩町大久後 <u>7730—4</u>	大 久 後 公 民 館
7	御嵩町御嵩 <u>116—4</u>	長 岡 集 会 所 前
8	御嵩町御嵩 <u>1377—2</u>	願 興 寺 駐 車 場 内
9	御嵩町御嵩 <u>2192—531</u>	南 山 消 防 グ ラ ウ ン ド
10	御嵩町中 <u>812—75</u>	西 田 中 央 公 園

11	御嵩町中 1657-20	大庭台北公園
12	御嵩町顔戸 816-1	顔戸公民館
13	御嵩町伏見 489	伏見小学校
14	御嵩町中切 1431-3	防災コミュニティセンター
15	御嵩町中 2777-28	B & G 海洋センター
16	御嵩町比衣 560-124	稲荷台公園
17	御嵩町伏見 763-3	あつと訪夢

11	御嵩町中 1657—20	大庭台北公園
12	御嵩町伏見 1875—1	共和中学校
13	御嵩町伏見 489	伏見小学校
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—

p 8 6

第2章 第9節

3 通信施設

(1) 御嵩町防災行政無線 イ 移動系

新

種 類	呼 出 名 称	出 力	設 置 場 所
固 定 局	ぎょうせい み た け	0.03W	御嵩町役場庁舎内
基 地 局	み た け ぼ う たい	10W 10W	〃
(削 除) 基 地 局	(削除) ぎょうせい みたけとうざか	(削除) 20W	(削除) 謡坂中継所内
陸上移動中継局	ぎょうせいみたけ おおくごちゅうけい	0.5W 1W	大久後地内
	ぎょうせいみたけ ひえちゅうけい	0.01W 1W	稲荷台公園
陸 上 移 動 局 (車 載 型)	みたけ 1	10W	御嵩町役場消防指令車
	みたけ 1 (防災対策用)		〃 常備消防部ポンプ車
	みたけ 2		〃 公用車
	みたけ 3		
	みたけ 4		
	みたけ 5		
	みたけ 6		
	みたけ 7		
	みたけ 8		
	みたけ 9		
	みたけ 10		
	みたけ 11		
	みたけ 12		
	みたけ 13		
	みたけ 14		
	みたけ 15		
	みたけ 16		
	みたけ 17		
	みたけ 18		
	みたけしょうぼうだん 11		御嵩町消防団第1分団1号車
	みたけしょうぼうだん 12		御嵩町消防団第1分団2号車
	みたけしょうぼうだん 21		御嵩町消防団第2分団ポンプ車
	みたけしょうぼうだん 31		御嵩町消防団第3分団ポンプ車
	みたけしょうぼうだん 32		御嵩町消防団第3分団積載車
	みたけしょうぼうだん 41		御嵩町消防団第4分団ポンプ車
	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

旧

種 類	呼 出 名 称	出 力	設 置 場 所
固 定 局	ぎょうせい み た け	0.1W	御嵩町役場庁舎内
基 地 局	み た け ぼ う たい	10W	〃
固 定 局	み た け う とう ざ か	0.1W	謡坂山頂中継所構内
基 地 局	ぎょうせい みたけうとうざか	5 W 〃	〃
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
	(追加)	(追加)	(追加)
陸 上 移 動 局	みたけ 1	10W	御嵩町役場庁舎内
	(追加)	(追加)	(追加)
	みたけ 2	10W	〃
	みたけ 3	10W	〃
	みたけ 4	10W	〃
	みたけ 5	10W	〃
	みたけ 6	10W	〃
	みたけ 7	10W	〃
	みたけ 8	10W	〃
	みたけ 9	10W	〃
	みたけ 10	10W	〃
	みたけ 11	10W	〃
	みたけ 12	10W	〃
	みたけ 13	10W	〃
	みたけ 14	10W	〃
	みたけ 15	10W	〃
	みたけ 16	10W	〃
	(追加)	(追加)	(追加)
	みたけ 18	10W	〃
	みたけしょうぼうだん 11	10W	御嵩町消防団第 1 分団
	みたけしょうぼうだん 12	10W	御嵩町消防団第 1 分団
	みたけしょうぼうだん 21	10W	御嵩町消防団第 2 分団
	みたけしょうぼうだん 31	10W	御嵩町消防団第 3 分団
	みたけしょうぼうだん 32	10W	御嵩町消防団第 3 分団
	みたけしょうぼうだん 41	10W	御嵩町消防団第 4 分団
	みたけ 17	10W	御嵩町常備消防部
陸 上 移 動 局	みたけ 110	10W	御嵩町役場庁舎内

陸上移動局 (携帯型)	みたけ 101	<u>5W</u>	御嵩町役場庁舎内
	みたけ 102		
	みたけ 103		
	みたけ 104		
	みたけしょうぼうだん 201		御嵩町消防団第1分団詰所内
	みたけしょうぼうだん 202		
	みたけしょうぼうだん 211		
	みたけしょうぼうだん 212		
	みたけしょうぼうだん 221		御嵩町消防団第2分団詰所内
	みたけしょうぼうだん 222		
	みたけしょうぼうだん 231		
	みたけしょうぼうだん 232		
	みたけしょうぼうだん 241		御嵩町消防団第3分団詰所内
	みたけしょうぼうだん 242		
	みたけぼうたい 101		
	みたけぼうたい 102		
	みたけぼうたい 103		御嵩町役場庁舎内
	みたけぼうたい 104		
	みたけぼうたい 105		
	みたけぼうたい 106		
	みたけぼうたい 107		
	みたけぼうたい 108		
	みたけぼうたい 109		
	みたけぼうたい 110		
<u>陸上移動局</u> (可搬型)	みたけ 301	<u>10W</u>	御嵩町役場庁舎内

陸 上 移 動 局 (携 帯 ー)	みたけ	101	1 W	御嵩町役場庁舎内
	みたけ	102	1 W	
	みたけ	103	1 W	
	みたけ	104	1 W	
	みたけしょうぼうだん	201	5 W	御嵩町消防団本部
	みたけしょうぼうだん	202	5 W	御嵩町消防団本部
	みたけしょうぼうだん	211	5 W	御嵩町消防団第 1 分団
	みたけしょうぼうだん	212	5 W	御嵩町消防団第 1 分団
	みたけしょうぼうだん	221	5 W	御嵩町消防団第 2 分団
	みたけしょうぼうだん	222	5 W	御嵩町消防団第 2 分団
	みたけしょうぼうだん	231	5 W	御嵩町消防団第 3 分団
	みたけしょうぼうだん	232	5 W	御嵩町消防団第 3 分団
	みたけしょうぼうだん	241	5 W	御嵩町消防団第 4 分団
	みたけしょうぼうだん	242	5 W	御嵩町消防団第 4 分団
	(追加)		(追加)	(追加)
	(追加)		(追加)	(追加)
	(追加)		(追加)	(追加)
	(追加)		(追加)	(追加)
	(追加)		(追加)	(追加)
	(追加)		(追加)	(追加)
	(追加)		(追加)	(追加)
	(追加)		(追加)	(追加)
	(追加)		(追加)	(追加)
(追加)	(追加)		(追加)	(追加)

p 1 0 4

第2章 第14節 広域応援体制の整備

広域応援部隊の活動拠点

新

名称	所在地 (住所)	面積(㎡)	管理者	指定避難所の 指定の有無	既に位置 付けられて いる 使 途	適用可能な使途		通信手段	駐車 スペース
						広域活動拠点			
						警察	自衛隊		
御嵩町立 上之郷中学校	御嵩町宿 2115-2	11,300 ㎡	御嵩町	○	応急仮設 住宅建設 予定地・ヘ リ緊急離 着陸場	○	○	電話 FAX PC	11,300 ㎡
御嵩町立 向陽中学校	御嵩町御嵩 1306	16,589 ㎡	御嵩町	○	応 急 仮 設 住 宅 建 設 予 定 地 ・ ヘ リ 緊 急 離 着 陸 場	○	○	電話 FAX PC	16,589 ㎡
御嵩町立 御嵩小学校	御嵩町中 2628	15,976 ㎡	御嵩町	○	応 急 仮 設 住 宅 建 設 予 定 地 ・ ヘ リ 緊 急 離 着 陸 場	○	○	電話 FAX PC	15,976 ㎡
御嵩町 伏見グラウンド	御嵩町伏見 751-1	10,984 ㎡	御嵩町		応 急 仮 設 住 宅 建 設 予 定 地 ・ ヘ リ 緊 急 離 着 陸 場	○	○		10,984 ㎡
御嵩町 防災コミュニ ティセンター	御 嵩 町 中 切 1437-1	2,806 ㎡	御嵩町		物 資 一 時 集 積 配 分 拠 点 ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 拠 点	○	○	電話 FAX PC	2,806 ㎡
新庁舎等建設 エリア (予定)	御嵩町中 58-1 他	14,339 ㎡	御嵩町			○	○	電話 FAX PC	14,339 ㎡

旧

名称	所在地 (住所)	面積(m ²)	管理者	指定避難所の 指定の有無	既に位置 付けられて いる 使 途	適用可能な使途		通信手段	駐車 スペース
						広域活動拠点			
						警察	自衛隊		
御嵩町立 上之郷中学校	御嵩町宿 2115-2	11,300 m ²	御嵩町	○	応急仮設 住宅建設 予定地・ヘ リ緊急離 着陸場	○	○	電話 FAX PC	11,300 m ²
御嵩町立 向陽中学校	御嵩町御嵩 1306	16,589 m ²	御嵩町	○	応 急 仮 設 住 宅 建 設 予 定 地 ・ ヘ リ 緊 急 離 着 陸 場	○	○	電話 FAX PC	16,589 m ²
御嵩町立 御嵩小学校	御嵩町中 2628	15,976 m ²	御嵩町	○	応 急 仮 設 住 宅 建 設 予 定 地 ・ ヘ リ 緊 急 離 着 陸 場	○	○	電話 FAX PC	15,976 m ²
御嵩町 伏見グラウンド	御嵩町伏見 751-1	10,984 m ²	御嵩町		応 急 仮 設 住 宅 建 設 予 定 地 ・ ヘ リ 緊 急 離 着 陸 場	○	○		10,984 m ²
御嵩町 防災コミュニ ティセンター	御 嵩 町 中 切 1437-1	2,806 m ²	御嵩町		物 資 一 時 集 積 配 分 拠 点 ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 拠 点	○	○	電話 FAX PC	2,806 m ²
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)			(追加)	(追加)	(追加)	(追加)

p 1 6 1

第3章 第3節 第2項 輸送計画 庁用車一覧

新

庁 用 車 一 覧

	担 当 課	車 種	ナ ン バ ー	備 考
1	議会事務局	ヴェルファイア	岐阜302 セ 5752	議長車
2	企画課	クラウン	岐阜301 な 8460	町長車
3	総務防災課	日野 リエッセⅡ	岐阜200 さ 952	小型バス（28人乗）
4		日野 メルファ	岐阜200 は 295	中型バス（53人乗）
5		CR-V	岐阜800 さ 5032	消防指令車
6		エヴリィバン	岐阜480 と 4812	防災コミュニティセンター
7	亜炭鉱廃坑対策室	N-VAN	岐阜480 に 8793	
8	環境モデル都市推進室	e-NV200	岐阜100 た 3295	電気自動車
9	税務課	マーチ	岐阜502 さ 3246	
10	住民環境課	プロボックスHV	岐阜400 は 9006	
11		キャリィ（軽トラ）	岐阜480 な 2148	
12		デュトロ	岐阜400 ひ 6799	
13	保険長寿課	エヴリィバン	岐阜480 え 7837	
14		アルト	岐阜480 つ 889	
15		アイミーヴ	岐阜581 あ 2989	電気自動車
16		ミニキャブ ミーヴ	岐阜480 そ 9412	電気自動車
17		ミニキャブ ミーヴ	岐阜480 ち 2018	電気自動車
18		ハイエース	岐阜800 す 2709	
19	福祉課	フィット	岐阜502 ま 2405	保健センター
20		ハイゼットカーゴ	岐阜480 て 5707	日赤車
21		エキスパート	岐阜400 た 226	日赤車
22		ムーヴ	岐阜582 す 8648	

旧

庁 用 車 一 覧

	担 当 課	車 種	ナ ン バ ー	備 考
1	議会事務局	ヴェルファイア	岐阜 302 セ 5752	議長車
2	企画課	クラウン	岐阜 301 な 8460	町長車
3	総務防災課	日野 リエッセⅡ	岐阜 200 さ 952	小型バス (28人乗)
4		日野 メルファ	岐阜 200 さ 2804	中型バス (45人乗)
5		CR-V	岐阜 800 さ 5032	消防指令車
6		エヴリィバン	岐阜 480 と 4812	防災コミュニティセンター
7	亜炭鉱廃坑対策室	N-VAN	岐阜 480 に 8793	
8	環境モデル都市推進室	e-NV200	岐阜 100 た 3295	電気自動車
9	税務課	マーチ	岐阜 502 さ 3246	
10	住民環境課	プロボックスHV	岐阜 400 は 9006	
11		キャリィ (軽トラ)	岐阜 480 な 2148	
12		ダイナトラック	岐阜 400 さ 43	
13	保険長寿課	エヴリィバン	岐阜 480 え 7837	
14		アルト	岐阜 480 つ 889	
15		アイミーヴ	岐阜 581 あ 2989	電気自動車
16		ミニキャブ ミーヴ	岐阜 480 そ 9412	電気自動車
17		ミニキャブ ミーヴ	岐阜 480 ち 2018	(追加)
18		ハイエース	岐阜 800 す 2709	
19	福祉課	フィット	岐阜 502 ま 2405	保健センター
20		ハイゼットカーゴ	岐阜 480 て 5707	日赤車
21		エキスパート	岐阜 400 た 226	日赤車
22		(追加)	(追加)	(追加)

23	農林課	プロボックス	岐阜 400 な 8870	
24		ジムニー	岐阜 582 き 4671	
25	建設課	ミニキャブバン	岐阜 480 こ 1932	
26		プロボックスバン	岐阜 400 と 8844	
27		ハイゼット（軽トラ）	岐阜 480 つ 8527	
28		ハイゼット（軽トラ）	岐阜 480 う 7652	
29		N-VAN	岐阜 480 に 8784	
30	上下水道課	ミニキャブバン	岐阜 480 こ 1933	
31		e k ワゴン	岐阜 51 き 4325	
32		<u>ダイナ</u>	<u>岐阜 400 ひ 8725</u>	
33		アクティ（軽トラ）	岐阜 41 ひ 5975	
34		エヴリィバン	岐阜 41 ま 9184	
35	学校教育課	日野 メルファ	岐阜 200 は 584	スクールバス①
36		日野 リエッセ	岐阜 200 さ 2804	スクールバス②
37		ダイナ	岐阜 100 す 901	給食センター おやどり
38		ミニキャブバン	岐阜 480 こ 1931	給食センター
39		ダイナ	岐阜 88 ろ 7045	給食センター 冷蔵冷凍車
40	生涯学習課	プロボックスバン	岐阜 400 ん 2066	中山道みたけ館
41		エヴリィバン	岐阜 480 か 5309	海洋センター
42		アクティ（軽トラ）	岐阜 41 け 2244	上之郷公民館
43		アクティ（軽トラ）	岐阜 41 さ 4498	御嵩公民館
44		アクティ（軽トラ）	岐阜 41 さ 4500	中公民館
45		<u>キャリー</u>	<u>岐阜 41 に 548</u>	伏見公民館
46	共用車	エヴリィバン	岐阜 480 う 2770	1号車（メール）
47		プロボックスバン	岐阜 400 な 9108	2号車
48		プロボックスバン	岐阜 400 な 9109	3号車
49		カラーラフィールダー	岐阜 503 そ 6361	4号車
50		ヴォクシーHV	岐阜 503 み 6681	5号車
51		プロボックスバン	岐阜 400 の 5402	6号車
52		エヴリィバン	岐阜 480 う 2771	8号車
53		エヴリィバン	<u>岐阜 480 ね 936</u>	9号車
54		エヴリィバン	<u>岐阜 480 ね 937</u>	10号車
55		エヴリィバン	岐阜 480 こ 6082	11号車
56		ヴォクシーHV	岐阜 503 ね 8044	12号車
57		コムス	御嵩町 い 76	14号車
58		<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>
59		キャンター 2 t ダンプ	岐阜 400 せ 4545	20号車

23	農林課	プロボックス	岐阜 400 な 8870	
24		ジムニー	岐阜 582 き 4671	
25	建設課	ミニキャブバン	岐阜 480 こ 1932	
26		プロボックスバン	岐阜 400 と 8844	
27		ハイゼット（軽トラ）	岐阜 480 つ 8527	
28		ハイゼット（軽トラ）	岐阜 480 う 7652	
29		N-VAN	岐阜 480 に 8784	
30	上下水道課	ミニキャブバン	岐阜 480 こ 1933	
31		e k ワゴン	岐阜 51 き 4325	
32		ハイラックス	岐阜 46 ほ 3931	
33		アクティ（軽トラ）	岐阜 41 ひ 5975	
34		エヴリィバン	岐阜 41 ま 9184	
35	学校教育課	日野	岐阜 200 は 584	スクールバス①
36		日野	岐阜 200 は 295	スクールバス②
37		ダイナ	岐阜 100 す 901	給食センター おやどり
38		ミニキャブバン	岐阜 480 こ 1931	給食センター
39		ダイナ	岐阜 88 ろ 7045	給食センター 冷蔵冷凍車
40	生涯学習課	プロボックスバン	岐阜 400 ん 2066	中山道みたけ館
41		エヴリィバン	岐阜 480 か 5309	海洋センター
42		アクティ（軽トラ）	岐阜 41 け 2244	上之郷公民館
43		アクティ（軽トラ）	岐阜 41 さ 4498	御嵩公民館
44		アクティ（軽トラ）	岐阜 41 さ 4500	中公民館
45		アクティ（軽トラ）	岐阜 41 け 2245	伏見公民館
46	共用車	エヴリィバン	岐阜 480 う 2770	1号車（メール）
47		プロボックスバン	岐阜 400 な 9108	2号車
48		プロボックスバン	岐阜 400 な 9109	3号車
49		カラーラフィールダー	岐阜 503 そ 6361	4号車
50		ヴォクシーHV	岐阜 503 み 6681	5号車
51		プロボックスバン	岐阜 400 の 5402	6号車
52		エヴリィバン	岐阜 480 う 2771	8号車
53		エヴリィバン	岐阜 41 ま 8015	9号車
54		エヴリィバン	岐阜 41 ま 8016	10号車
55		エヴリィバン	岐阜 480 こ 6082	11号車
56		ヴォクシーHV	岐阜 503 ね 8044	12号車
57		コムス	御嵩町 か 541	14号車
58		マークII	岐阜 300 た 762	19号車
59		キャンター 2 t ダンプ	岐阜 400 せ 4545	20号車

60		ミニキャブミーブ トラック	岐阜 4 8 0 つ 5 3 5 9	電気自動車
61	消防車	ダイナ	岐阜 8 0 0 せ 4 7 0 5	第 1 分団 1 号車
62		日野	岐阜 8 0 0 す 5 1 6 8	第 1 分団 2 号車
63		ダイナ	岐阜 8 0 0 せ 6 4 2 8	第 2 分団
64		日野	岐阜 8 0 0 そ 3 9 1 9	第 3 分団 1 号車
65		ニッサン	岐阜 8 0 0 そ 3 5 1 1	第 3 分団積載車
66		ダイナ	岐阜 8 0 0 せ 2 3 9 6	第 4 分団
67		ダイナ	岐阜 8 0 0 さ 2 5 2 7	常備消防

60		ミニキャブミーブ トラック	岐阜 4 8 0 つ 5 3 5 9	電気自動車
61	消防車	ダイナ	岐阜 8 0 0 せ 4 7 0 5	第 1 分団 1 号車
62		日野	岐阜 8 0 0 す 5 1 6 8	第 1 分団 2 号車
63		ダイナ	岐阜 8 0 0 せ 6 4 2 8	第 2 分団
64		ダイナ	岐阜 8 0 0 さ 2 5 2 7	第 3 分団 1 号車
65		ダイナ	岐阜 8 0 0 さ 2 5 2 8	第 3 分団 2 号車
66		ダイナ	岐阜 8 0 0 せ 2 3 9 6	第 4 分団
67		ダイナ	岐阜 8 8 ろ 1 5 2 7	常備消防

p 1 6 9

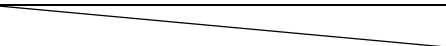
第3章 第4節 第1項 警報・注意報・情報等の計画

2 気象警報等の種別

(1) 気象警報等の種類

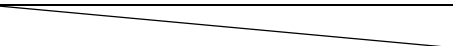
新

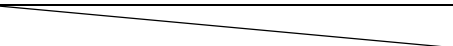
旧

御嵩町	府県予報区		岐阜県	
	一次細分区域		美濃地方	
	市町村等をまとめた地域		中濃	
特別 警報	大雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当</u>	
	暴風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	24
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	127 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	洪水		流域雨量指数基準	木曽川流域=86.2，可児川流域=6
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	－
				高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	暴風		平均風速	17m/s
	暴風雪		平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	9
			土壌雨量指数基準	82
				避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である
	洪水		流域雨量指数基準	木曽川流域=60.4，可児川流域=4.8
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	－
				避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である

御嵩町	府県予報区		岐阜県	
	一次細分区域		美濃地方	
	市町村等をまとめた地域		中濃	
特別 警報	大雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 _____ _____	
	暴風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	24
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	127 _____
	洪水		流域雨量指数基準	木曽川流域=86.2, 可児川流域=6
			複合基準※1	—
			指定河川洪水予報による基準	—

	暴風		平均風速	17m/s
	暴風雪		平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪		有義波高	_____
注意報	大雨		表面雨量指数基準	9
			土壌雨量指数基準	82
				_____ _____ _____
	洪水		流域雨量指数基準	木曽川流域=60.4, 可児川流域=4.8
			複合基準※1	—
			指定河川洪水予報による基準	—
				_____ _____ _____

	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		融雪により災害が発生するおそれのある場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 25%で、実効湿度 60%	
	なだれ		①24 時間降雪の深さが 30cm 以上で積雪が 70cm 以上になる場合 ②積雪の深さが 70cm 以上あって、日平均気温が 2℃以上の場合 ③積雪の深さが 70cm 以上あって、降雨が予想される場合	
	低温		冬期：最低気温-9℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		融雪により災害が発生するおそれのある場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 25% で、実効湿度 60%	
	なだれ		①24 時間降雪の深さが 30cm 以上で積雪が 70cm 以上になる場合 ②積雪の深さが 70cm 以上あって、日平均気温が 2℃以上の場合 ③積雪の深さが 70cm 以上あって、降雨が予想される場合	
	低温		冬期：最低気温-9℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

p 1 7 2

第3章 第4節 第1項 警報・注意報・情報等の計画

2 気象警報等の種別

(7) 指定河川洪水予報等

新

洪水の危険のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市町村・住民に求める行動等	※ 基準水位 (m)
レベル5	はん濫発生情報 [洪水警報]	(はん濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導 <u>住民は垂直避難なども検討</u>	—
レベル4	はん濫危険情報 [洪水警報]	はん濫危険水位	市町村は <u>避難指示</u> の発令を判断 住民は <u>避難を開始</u>	2.0
レベル3	はん濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	<u>水防団出動</u> 市町村は高齢者等避難_____の 発令を判断 住民は避難を判断	1.4
レベル2	はん濫注意情報 [洪水注意報]	<u>水防団待機水位</u> はん濫注意水位	<u>水防団待機</u> <u>水防団出動準備</u> 住民ははん濫に関する情報に注意	<u>0.9</u> 1.2
レベル1	(発表なし)	—	住民ははん濫に関する情報に <u>注意</u>	—

旧

洪水の危険のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市町村・住民に求める行動等	※ 基準水位 (m)
レベル5	はん濫発生情報 [洪水警報]	(はん濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導	—
レベル4	はん濫危険情報 [洪水警報]	はん濫危険水位	市町村は避難勧告等の発令を判断	2.0
レベル3	はん濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市町村は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は避難を判断	1.4
レベル2	はん濫注意情報 [洪水注意報]	はん濫注意水位	住民ははん濫に関する情報に注意 水防団出動	1.2
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	水防団待機	0.9

p 1 7 4

第3章 第4節 第1項 警報・注意報・情報等の計画

3 警報等の伝達

(1) 伝達系統

新

警戒レベル (配 色)	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
レベル5 (黒)	緊急安全確保	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（土砂災害）
レベル4 (紫)	避難指示	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布 (非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害） の危険度分布（非常に危険）
レベル3 (赤)	高齢者等避難	班来警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布 (警戒)	・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害） の危険度分布（警戒）
レベル2 (黄)	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	洪水警報の危険度分布 (注意)	大雨警報（土砂災害）の 危険度分布（注意）
レベル1 (白)	早期注意情報 (警報級の可能性)			

旧

(追加)

p 1 9 5

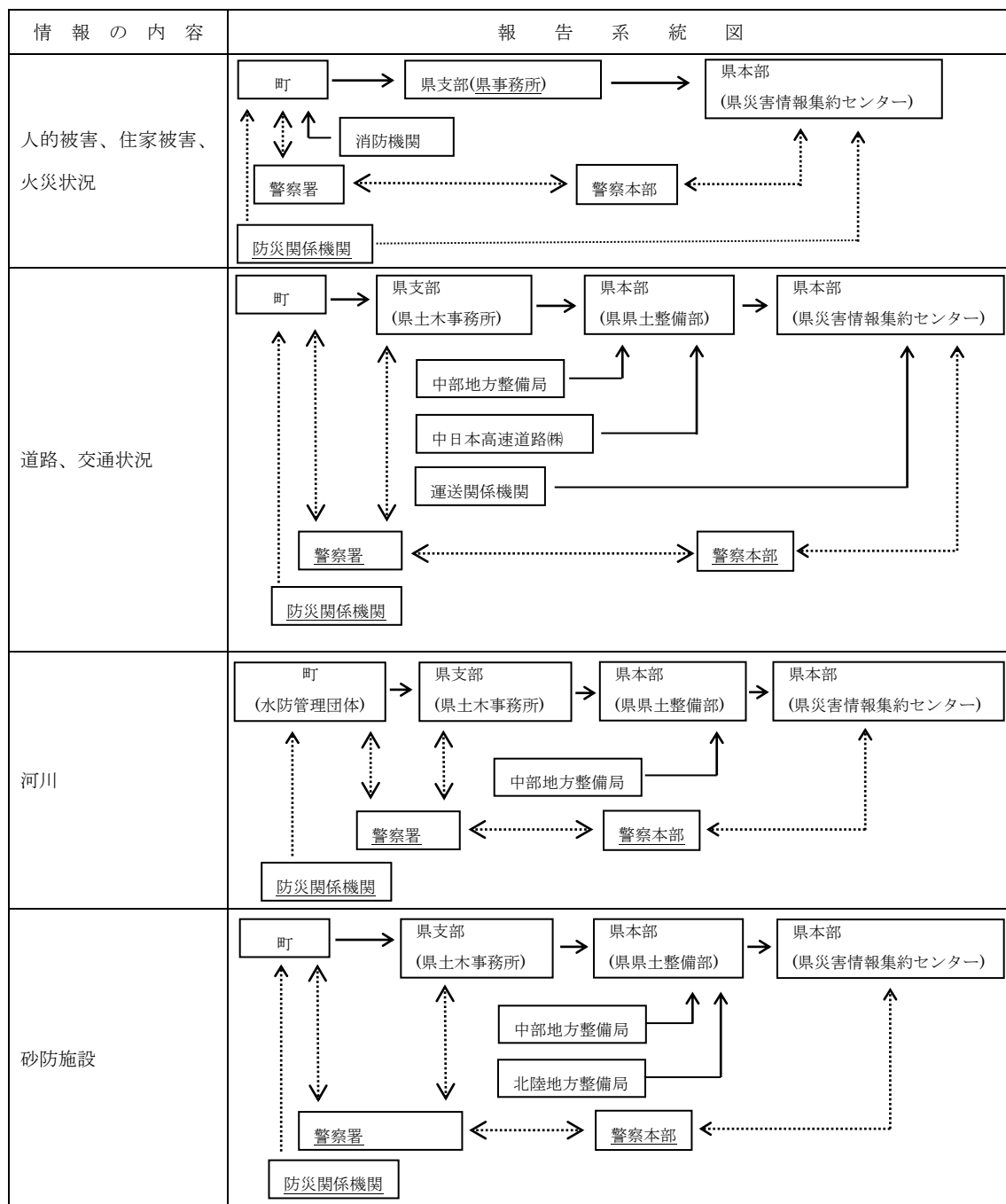
第3章 第4節 第2項 災害情報収集等の計画
別表1

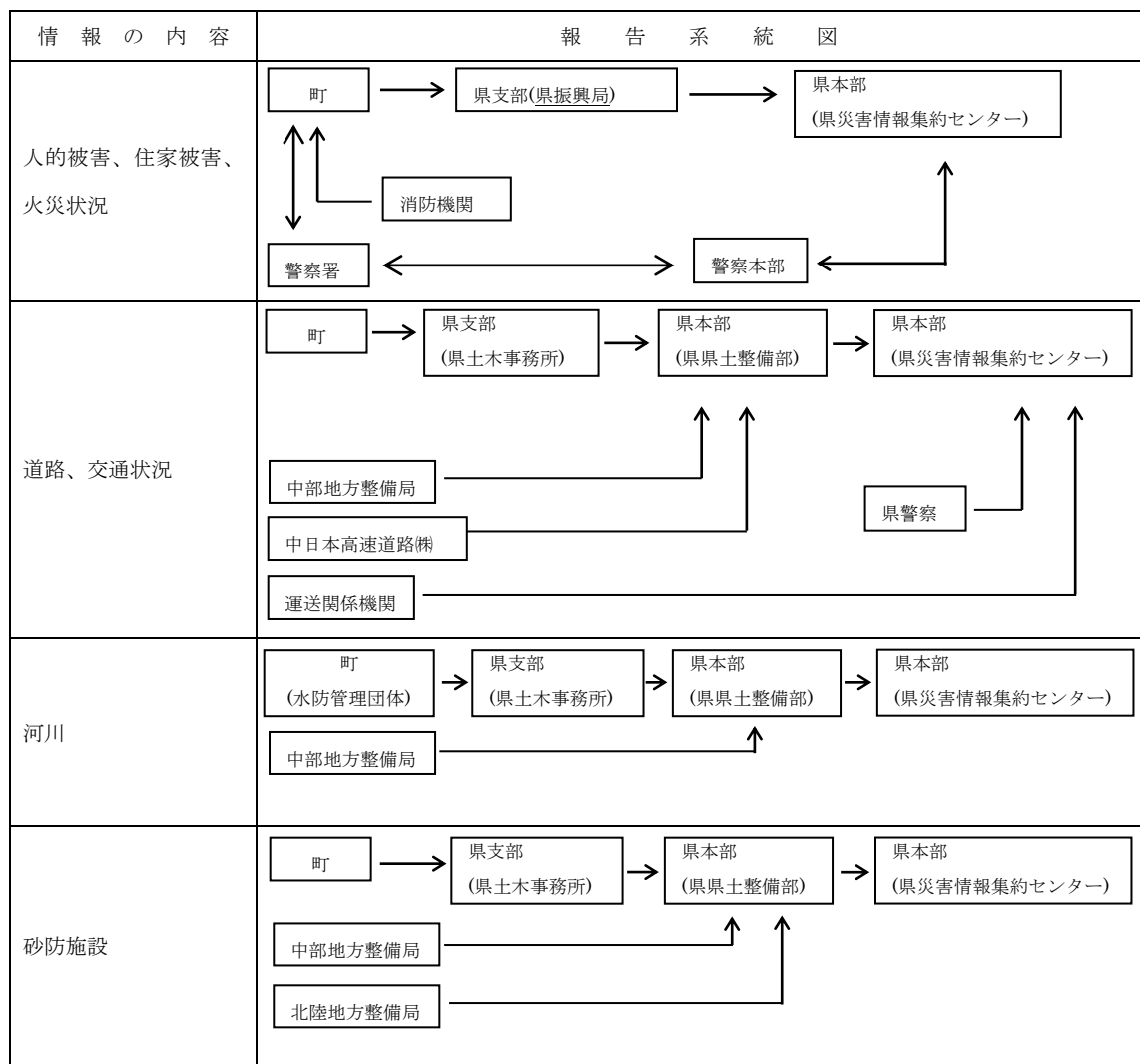
新

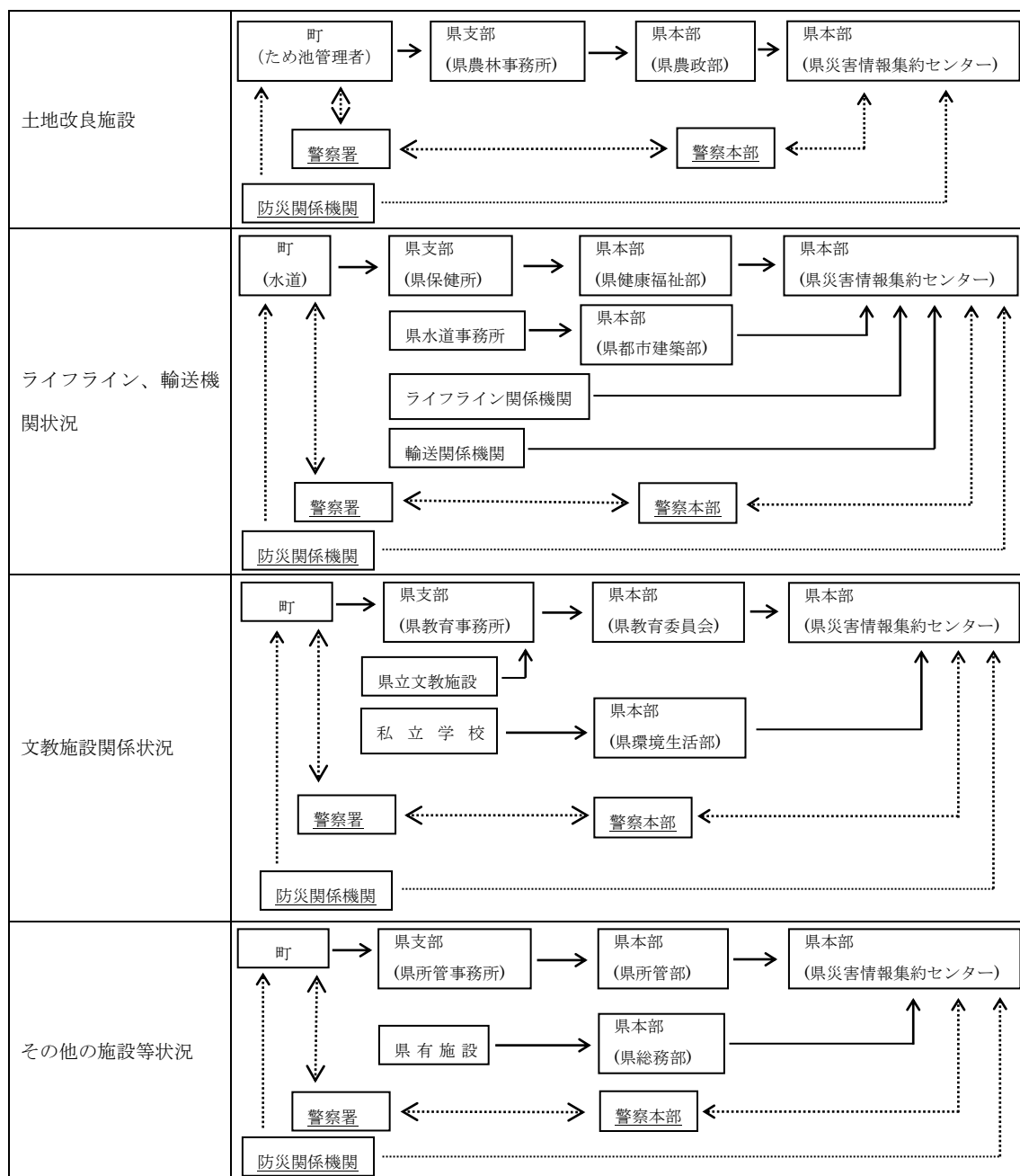
別表1

旧

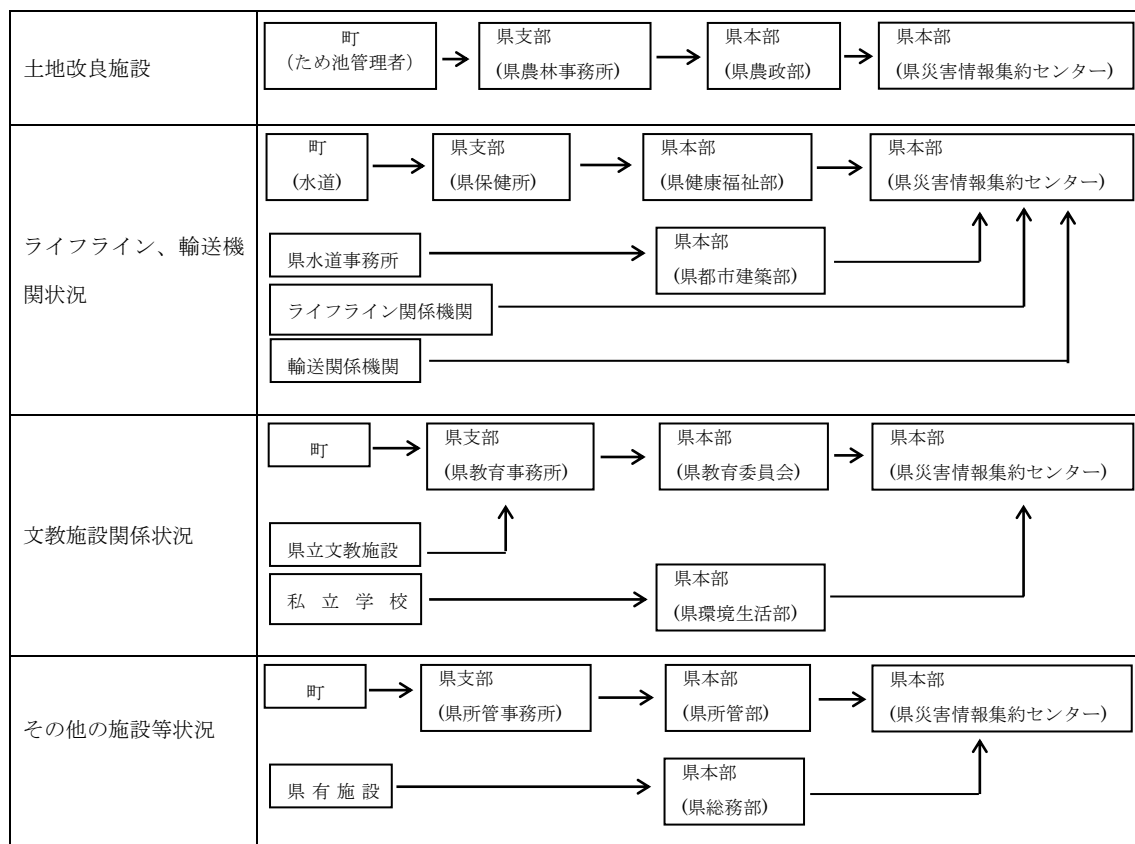
別表 1







報告
> 情報収集



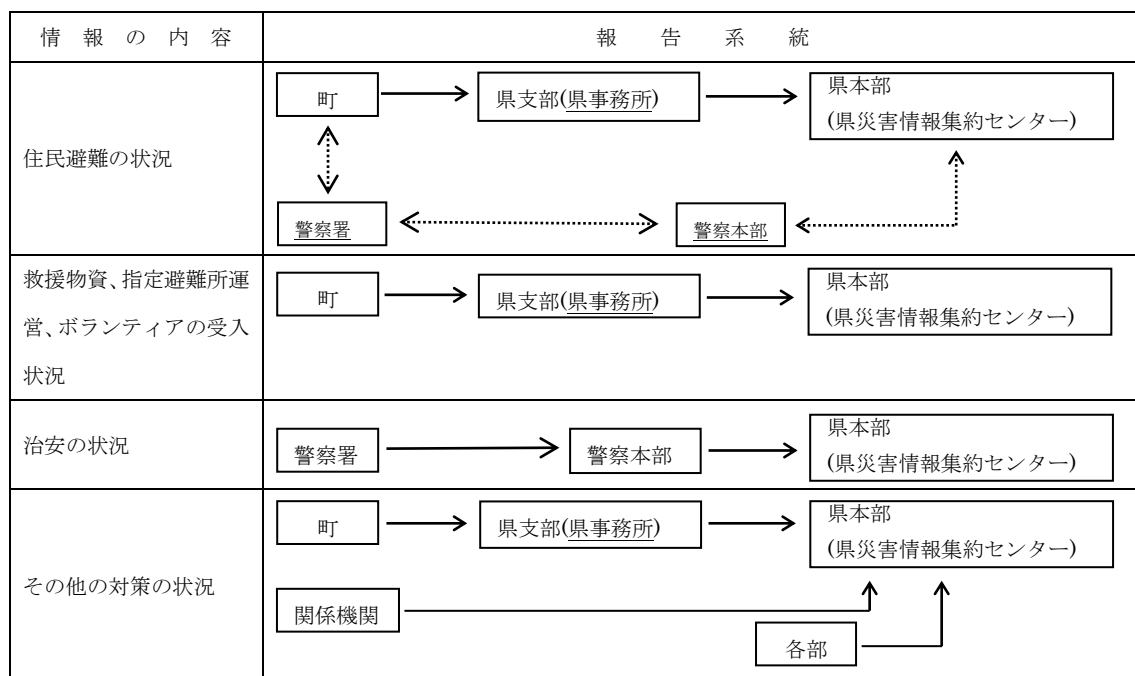
p 1 9 6

第3章 第4節 第2項 災害情報収集等の計画

別表 2

新

別表 2

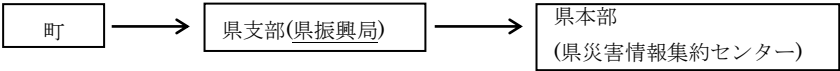
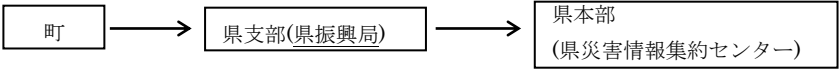
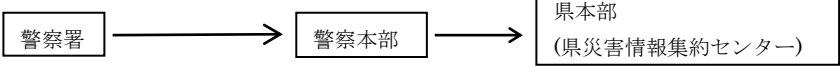
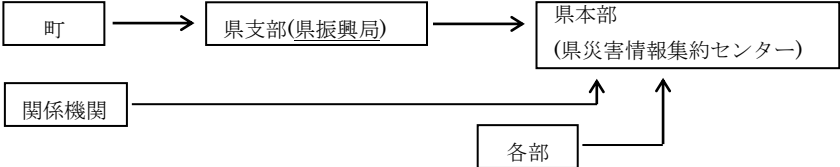


→ 報告

.....→ 情報収集

旧

別表 2

情 報 の 内 容	報 告 系 統
住民避難の状況	 <pre> graph LR A[町] --> B[県支部(県振興局)] B --> C[県本部 (県災害情報集約センター)] </pre>
救援物資、指定避難所運営、ボランティアの受入状況	 <pre> graph LR A[町] --> B[県支部(県振興局)] B --> C[県本部 (県災害情報集約センター)] </pre>
治安の状況	 <pre> graph LR A[警察署] --> B[警察本部] B --> C[県本部 (県災害情報集約センター)] </pre>
その他の対策の状況	 <pre> graph LR A[町] --> B[県支部(県振興局)] B --> C[県本部 (県災害情報集約センター)] D[関係機関] --> B E[各部] --> C </pre>

p 218

第3章 第6節 第4項 避難計画

5 指示、勧告の発表 (2)

新

種 別	発令時の状況	拘束力	住民に求める行動
_____高齢者等避難_____	○避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○事態の推移によっては_____避難指示を行うことが予想されるため、避難のための準備を呼びかけるもの	○避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者は、あらかじめ定められた避難場所への避難行動を開始（避難支援者も避難行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	○_____人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ○岐阜県及び岐阜地方気象台から土砂災害警戒情報が発令された状況 ○大雨警報発表後、土砂災害の前兆現象が確認された状況 ○洪水警報発表後、水位周知河川においてははん濫警戒情報が発令された状況	○指示に従わない者に対する直接強制までは行わない。	○未だ避難していない対象住民は、あらかじめ定められた避難場所へ直ちに避難行動を開始
緊急安全確保_____	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況又は既に人的被害が発生している状況 ○堤防の隣接地等地域の特性から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○洪水警報発令後、水位周知河川においてははん濫危険情報が発令された状況	○命の危険があるため、安全確保を呼びかけるもの	○避難情報_____の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その時間的余裕がない場合は生命を守る最低限の行動

旧

種 別	発令時の状況	拘束力	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	○避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○事態の推移によっては避難勧告や避難指示を行うことが予想されるため、避難のための準備を呼びかけるもの	○避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者は、あらかじめ定められた避難場所への避難行動を開始（避難支援者も避難行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ○岐阜県及び岐阜地方気象台から土砂災害警戒情報が発令された場合 ○大雨警報発令後、土砂災害の前兆現象が確認された場合 ○洪水警報発令後、水位周知河川においてははん濫警戒情報が発令された場合	○居住者に立ち退きを勧めるもの（強制するものではない。）	○通常の避難行動ができる者は、あらかじめ定められた避難場所への避難行動を開始
避難指示（緊急）	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等地域の特性から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○「勧告」より拘束力が強まるが、指示に従わない者に対する直接強制までは行われない。	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その時間的余裕がない場合は生命を守る最低限の行動

p 2 2 0

第3章 第6節 第4項 避難計画

9 避難の誘導

新

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない。）
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）

旧

(追加)